

寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

「AI・データの利用に関する契約ガイドライン(案)」について、いただいた御意見に対する考え方は以下のとおりです。

通番	ご提出者	パート	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	業界団体	共通	本ガイドラインは、データ提供者が安心してデータを提供でき、データ利用者が安心してデータを利活用できる、適切な流通環境の整備に資するものと考えます。この目的に賛同の意を示し、活発な議論を積み重ねて多大な成果をまとめておられることに敬意を表します。	本ガイドラインの趣旨に賛成のご意見として承りました。
2	弁護士	共通	活躍中の多くの著名な実務家・研究者が委員として作成に携わっておられ、多くの重要な点についての実務上のノウハウ、見解や考え方が示されており、非常に画期的な実務ガイドラインであり、AI・データの契約実務家にとって大いに参考になります。(とりわけ、データ編とAI編を分けて考え方を分かり易くして戴いた点、契約の類型化、ユースケースの「相談事項」「検討の視点」など)	本ガイドラインの趣旨に賛成のご意見として承りました。
3	企業	共通	具体的なモデル契約書案が挙げられており、使いやすそうな印象を持った。	本ガイドラインの趣旨に賛成のご意見として承りました。
4	企業	共通	本ガイドラインは、有効かつ有用なものと考えます。しかし、現時点では、AI等の取引における実務プラクティスや紛争およびその解決事例が少ないだけでなく、AI等に関する知的財産などの範囲・内容等も不明確といえます。そのような状況のなかでのガイドラインですので、今後のアップデートが前提であることをより明示しても良いのではないのでしょうか。また、将来的に、アップデートをぜひ実施していただきたい。そして、本件は将来への影響も大きく、AIという各種の産業を下支えする技術に関するものであるため、拙速に陥ることをなくすためにも、十分な意見募集の期間設定についてもお願いさせていただきたい。	ご指摘のとおり、AI技術に関する議論や契約実務は十分に蓄積しているとは言いがたく、また、その技術も日々進歩している状況であるため、今後も議論の蓄積や技術の進歩に応じて改訂の要否を検討して参ります(AI編第8参照)。 なお、本件は、行政手続法に基づき意見公募が義務付けられるものではありませんが、様々なご意見を踏まえることが重要であることから、行政手続法の手続に準じて任意の意見公募を実施したものです。今後も、国民の皆様からの広いご意見を踏まえた改訂に努めて参ります。
5	企業	共通	膨大な内容になっているので、社内関係者(契約事案に不慣れな者も含む)が短時間で理解できるようなエッセンス版を準備していただきたい。	データ契約やAI技術を利用したソフトウェアの開発・利用契約に係る者が、広く、本ガイドラインを活用できるよう、分かりやすい概要資料の作成や業界団体での説明会の実施など、その普及に努めて参りたいと考えています。
6	企業	共通	今後、日本企業と外国企業との間でAIやデータに関する取引が増えてくる可能性が高くなると想定されるので、政府、経済産業省が主導を取って、本ガイドラインに沿った国際協調を進めて欲しい。	データやAIを巡る契約については、国際的取引の観点からの内容の充実や、契約のあり方に関する国際理解の構築も重要であると考えております。そこで、本ガイドラインには、各国のデータ規制の概要(データ編第4-2-(5))や、学習済みモデルの生成・利用に関して海外の関連法規制との関係で問題となる点(AI編第6)等についても記載しております。また、今後、本ガイドラインの英語版の作成や、外国当局との積極的な意見交換等を行い、本ガイドラインの考え方の国際的な情報発信を進めて参りたいと考えています。
7	企業	共通	本ガイドラインは、「AI編」と「データ編」に分離されています。メリットとしては、これまでにない「AI契約」について、わかりやすい点があります。しかし、一方で、実際のビジネスにおいては、必ずしも二者間取引に限らないケースが出てきており、一方と契約した内容に応じて、他方との契約内容で、不都合が生じたり、問題点が生じるケースも出てきております。末尾に「AI・データ」の複合契約にかかわるガイドラインを添付するか、もしくは、次回以降の検討材料にさせていただきたく、希望いたします。	例えば、AI技術を利用したソフトウェアの開発前期におけるデータの取得と加工の過程や、AI技術を利用したソフトウェアの学習に利用される学習用データセット等の取扱いに際しては、データ編における派生データ等に関する一般的な取扱いの議論が参考になると考えられます。本ガイドラインは、データ編とAI編とに分けて作成しておりますが、両者を相互に参照してご利用いただけるものと考えており(データ編第2-4、AI編第1-5)、必要に応じて文中で相互の参照箇所を指示するなどしております。

8	業界団体	共通	<p>今後の民間での事業展開の参考とするために、専門家が集まって知見を整理した非常に有益な資料になりうることは理解するが、一方で、この分野での動向は日々展開が変わるものであり、このガイドラインに対する受け止め方が義務的なものと誤解されると、かえって多様なビジネスモデルの発展を阻害するおそれもないとはいえない。そのため、そのような誤解が生じないように前文等でよりその趣旨を明らかにしてほしい。</p>	<p>ご指摘のとおり、本ガイドラインは、データ編・AI編ともに、契約当事者が契約で定めておくべき事項等を参考として示したものであり、これを強制するものではなく、むしろ実際の契約に当たっては、本ガイドラインを参照しつつも、個別事案に応じた契約条項を検討することが強く期待されます。このことは、データ編第1-3に明示しているほか、AI編第1-1にも「なお、本ガイドライン(AI編)は、契約についての基本的な考え方を提示するものにすぎず、何ら法的な拘束力を有するものではなく、また、当事者の契約の自由を何ら制約するものではないことを念のため付言する。」旨を追記致しました。</p>
9	個人	共通	<p>本ガイドラインからは離れるが、AIやIOTに強いベンチャー企業を、これらの先端分野知見が無い企業を買収する際のチェックポイントないし指針となるものを今後提供いただけると有難いです。</p>	<p>貴重なご意見として、今後の政策の参考とさせていただきます。</p>

通番	属性	パート	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
データ編 全体				
10	業界団体	データ編	データ契約に関する問題意識やガイドラインの内容については、概ね同意する。特に、データ契約にそれほど慣れていない中小企業の法務部等にとっては、有効なガイドラインとなっているのではないかと。	本ガイドライン(データ編)の趣旨に賛成のご意見として承りました。
11	業界団体	データ編	契約におけるパワーバランスについて、考慮することが考えられる。特に中小企業等においては、契約のパワーバランスに飲まれて、提供すべきではないデータまで提供してしまう場合や、また、価値あるデータであることを知らずにデータ提供を行ってしまうような場合も想定される。このような中小企業特有の問題点についても、言及すべきである。	本ガイドライン(データ編)は、中小企業を含む全ての企業等を対象として、契約上の主な課題や論点、契約条項例、条項作成時の考慮要素等を示すものであり、その中ではデータの利用促進やオープン・クローズの視点の重要性等についても述べております。したがって、本ガイドラインは、例えば、データ契約に関する知識・ノウハウが乏しい中小企業が契約交渉を行う際に、その知識格差を補うものとして活用されることも予定しています(データ編第2-3)。 また、特に大企業と中小企業との間の契約を念頭に置いて、独占禁止法や下請法上の問題を指摘するなど、中小企業特有の問題点についても言及しております。 中小企業が本ガイドラインを十分に活用することができるよう、引き続き、本ガイドラインの普及啓発に取り組んで参ります。
12	企業	データ編	データを提供する立場での視点における留意点をまとめていただきたい。その理由は、以下の2点である。 ①データ受領者やベンダーは多くのデータ提供者(AI編における"ユーザ")との契約事案が発生すると思われる。契約検討に慣れるかもしれないが、データ提供者はデータ受領者やベンダーと比較して契約検討事案が少なくなる可能性が高く、契約に関する知識やスキルが身につかない虞がある。データ提供者が、有用なデータを保有しているにもかかわらず、契約知識や契約スキルが乏しいために、ビジネスチャンスやより良い契約条件で契約締結できるチャンスを失うことが無いようにすべきと考える。 ②法務・知財組織が十分に構築されていない既存の中小企業がデータ提供者(AI編における"ユーザ")になるケースが、今後増えると予想する。当該中小企業が契約に関する知識やスキルが乏しいために、ビジネスチャンスやより良い契約条件で契約締結できるチャンスを失うことが無いようにすべきと考える。	本ガイドライン(データ編)は、データ契約やAI技術を利用したソフトウェアの開発・利用契約について、契約実務の集積や当事者間での共通認識が乏しく、円滑な契約の締結が進んでいないといった課題を解決するため、契約上の主な課題や論点、契約条項例、条項作成時の考慮要素等を示したものです。本ガイドラインは、例えば、データの性質や契約等に関する知識・ノウハウが乏しい中小企業が契約交渉を行う際に、その知識格差を補うものとして活用されることも予定しています(データ編第2-3参照)。 このように、本ガイドラインは、契約知識やスキルが乏しい企業においてこそ、活用価値が高いものと考えており、そうした企業が本ガイドラインを十分に活用することができるよう、引き続き、本ガイドラインの普及啓発に取り組んで参ります。
13	業界団体	データ編	利用するデータが法律上の保護対象(著作権法、個人情報保護法等)となっているような場合について、ある程度の言及はなされているものの、利用者が実際に利用しようとした場合の具体性のある指標としては、不十分な内容とも思える。契約以外の保護の可能性についても、今後、議論していく必要がある。	本ガイドライン(データ編)は、データ契約を締結する際の契約上の主な課題や論点等を示すものであって、個人情報保護法や著作権法等の個別の法令について新たな解釈を示すことを目的とするものではありませんが、関連する法制度等を含めた十分な理解に資するよう、例えば、提供データに著作権法や個人情報保護法の保護の対象となるデータが含まれている場合の対応や、データ保護のために利用可能な契約以外の手段(不正競争防止法等)についても概説しております。こうした関連制度に関する記述についても、引き続き議論の蓄積等を注視し、今後の改訂の要否を検討して参ります。
14	業界団体	データ編	現在、平成30年改正不競争法におけるビッグデータ関連の不正競争行為の民事規制について、産構審不正競争防止委員会のWGにおいてガイドラインを作成中であり、同ガイドラインの内容は、本ガイドラインの内容、特に契約雛形の規定内容等に、影響を与える可能性が高いものと思われる。この点について、より具体的に言及(場合によっては公表後の見直し等)を行うべきである。	不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年5月30日法律第33号)による改正後の不正競争防止法(以下、「改正不正競争防止法」といいます。)に関しては、産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会における検討の中で、不正競争防止法改正案の考え方について明確化すべきとされた論点を検討するため、「不正競争防止に関するガイドライン素案策定WG」が設置され、検討が進められていると承知しております(データ編脚注37にその旨を追記しました)。 同WGを経て取り纏められる予定のガイドラインは、改正不正競争防止法の考え方を示すものとして、データ契約に関わる者にとっても重要であると考えられます。今後、同ガイドラインが策定・公表された場合には、その内容に応じて本ガイドラインの改訂の要否を検討して参ります。

15	企業	データ編	<p>日本企業はこの契約ガイドラインを守ろうとして社内制度や判断基準を構築していきます。その結果、センサーやアプリケーションシステムが強い日本企業は、データについての権利は契約ではじめて発生するという前提で巨大なITプラットフォームとの交渉をします。そうすると、日本企業は、巨大なITプラットフォームの交渉力に屈して、データに関する権利は日本企業が得られないという交渉結果がもたらされると考えます。また、将来においてヨーロッパやアメリカや中国で、データ所有権が法制化されたならば、この契約ガイドラインに順応した日本企業は、データ取引の世界から脱落するようになると思います。</p> <p>本来は、現行法を時代に適合して改正して、日本は世界に先駆けてデータ所有権を法制化すべきなのに、このような契約ガイドラインという弥縫策でごまかしては、日本が第4次産業革命で敗者になってしまいます。契約ガイドラインはデータ取引の試行段階での一時的な制度と位置付け、試行段階で得た多くの知見をもとに、数年後からはデータ所有権法の法制化に向かってもらいたいと思います。</p>	<p>本ガイドライン(データ編)は、データ契約がまだまだ一般的に広く締結されているものではなく、契約実務の集積がないことから、企業等が契約を締結する際の参考として、契約上の主な課題や論点、契約条項例、条項作成時の考慮要素等を示したものであり、これによって我が国の産業競争力の強化の前提となるデータの有効活用の促進を図るものです。</p> <p>いただいたご意見は、今後の政策において参考にさせていただきます。</p>
16	企業	データ編	<p>「データ編」のガイドラインでは、「匿名加工情報」と「統計情報」という「用語」が多く記載されています。「匿名加工情報」につきましては、昨年の改正個人情報保護法、並びに、個人情報保護委員会の解説で理解できておりますが、古くから使用している「統計情報」は、今回のガイドラインにおいて「複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに得られるデータをいう」(ガイドライン案データ編P29)とあり、「統計情報は、集団の傾向または性質等を数量的に把握するものであるため、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいて、個人情報保護法における「個人に関する情報」に該当しない」という個人情報保護委員会のガイドラインを引用されていますが、具体的に「統計情報」の基準の記載が見当たりません。他の書籍で調べたところ、「企業における個人情報・プライバシー情報の利活用と管理」(渡邊涼介弁護士著:株式会社青林書院)では、「統計情報の作成基準は、「上記定義」(複数人の…)を満たす必要があるが、どこまでの措置を行えばよいかに関する具体的な基準はない。統計法(平成19年5月23日法律第53号)における「統計」の作成基準を満たす必要はないと解されている。」という記載は確認できましたが、これ以外には、明確な措置基準がわかりません。</p> <p>「データ契約」や「AI契約」を作成するうえで、データが、「統計情報」になるのか、それとも、「匿名加工情報」なのか、それ以外なのか、を判断する「目安」がありましたら、ご指導いただきたく存じます。</p>	<p>個人情報保護委員会「個人情報保護法ガイドライン(匿名加工情報編)」(平成28年11月(平成29年3月一部改正))によれば、「統計情報」は、複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られるデータであり、集団の傾向又は性質などを数量的に把握するものである。したがって、統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、法における「個人に関する情報」に該当するものではないため、改正前の法においても規制の対象外と整理されており、従来同様に規制の対象外となる」(4頁)とされています。</p> <p>本ガイドライン(データ編)では、データ契約を締結する際の契約上の主な課題や論点等を示すものであって、個人情報保護法等の個別の法令について新たな解釈を示すことを目的とするものではありません。具体的にどのような場合であれば、特定の個人との対応関係が排斥され個人情報保護法の規制の対象外になるのかについては、個人情報保護法の趣旨に従ってケースバイケースで判断されるものと考えております。</p>
17	企業	データ編	<p>「データ」の中に個人情報が入っている場合、個人情報保護法の第三者提供の手続き等が必要になることから、個人情報が入っていない「データ」につき契約を締結するときは、提供者に、「本データには、個人情報は無いことを表明保証させる」というご指摘は、大変参考になりました。</p> <p>なお、この「表明保証」への違反が判明した場合、契約の相手方に対する金銭的解決を図れるとしても、契約の効力は契約当事者にしか及ばない(第三者効がない)こと、取り扱うデータが個人情報であることから、(直ちに個人情報保護法違反とされないまでも、)自分の情報が利活用されていることへの「気持ち悪さ」から生じる「ネットの炎上問題」や「レピュテーションリスク」につき、懸念しております。</p> <p>この点につきまして、さらに、契約上回避する方法、又は、契約締結時に行う確認作業は考えられますでしょうか。</p>	<p>本ガイドライン(データ編)では、個人情報の取扱いに起因する「ネットの炎上問題」や「レピュテーションリスク」については、直接の対象としておりません。ご指摘いただいた懸念・論点は、貴重なご意見として今後の改訂の参考とさせていただきます。</p>
データ編 第3 データ契約を検討するに当たっての法的な基礎知識				
18	業界団体	データ編	<p>第3-1-(1) 総論</p> <p>意見: ガイドライン案の脚注18(「著作物性が認められるか否かは個別のケースごとに判断される必要がある。たとえば、ウェブアプリのユーザがスマートフォンで風景等を撮影し、当該アプリを経由してインターネット上に写真の画像データをアップロードしたという場合、当該画像データには著作物性が認められる。」)は、一文前の「著作権の保護~多いと思われる。」に付すべきである。</p> <p>理由: 脚注の参照箇所が適切でないと思われるため。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、脚注の位置を移動しました(データ編第3-1-(1)脚注17)。</p>

19	業界団体	データ編	<p>第3-3-(2)-② イニシャル・ロイヤルティ+ランニング・ロイヤルティ</p> <p>「契約締結時にイニシャル・ロイヤルティ(一定の金額)を支払い、その後、データの利用に伴って利益が生じた場合に、その利益の一定割合をランニング・ロイヤルティ(・・)として支払う方法である。この方法もリスクと効果を適切に配分するための一つの方法といえる。」「・・データの継続的な提供を条件にしてランニング・ロイヤルティを支払うという合意を締結することも考えられる。」とあるが、データ購入・受領企業がデータを利用して創出された製品に対してデータ提供企業へ当該製品に対するランニング・ロイヤルティを支払うことがデータ契約における対価または利益の分配のあり方として適切ではない場合もあるので、十分に留意いただきたい。データの利用と製品との関連性、つまりどの程度データと製品が密接に関連するかはデータを利用する目的によって相違するため、必ずしもランニング・ロイヤルティの支払いがデータ契約における適正な対価または利益の分配の仕方とはならないのではと考える。例えば、製薬業界ではシードから最終製品に至るまでに多数のステップを経るが、データをどの段階で利用するかによるものの、シードを見つける段階でデータを利用した場合に、その後行われる最適化や臨床開発等を鑑みると、果たして当初使用したデータが最終製品にどの程度影響があるかは不明である。本ガイドライン案は、これまでの知的財産権等のライセンス契約における対価の支払い方法の一例であるランニング・ロイヤルティを、データの契約における適正な対価または利益の分配に当然に適用できるとの誤解を招く恐れがあり、そのような記載ぶりは適切ではないと考える。</p>	<p>ご指摘の箇所(データ編第3-3-(2)-②)は、データ契約における適正な対価または利益の分配のあり方を決める方法の一例として、イニシャル・ロイヤルティやランニング・ロイヤルティを支払う方法も考えられる旨述べたものであって、そのような方法が常に適正であるとか適用可能であるとかいった旨を述べたものではありません。ご指摘のとおり、データ契約における対価または利益の分配のあり方として何が適切であるのかは、個別の事案に応じて異なるため、ケースバイケースで当事者間で定められるべきものと考えられます。</p>
データ編 第4 「データ提供型」契約				
20	企業	データ編	<p>第4-2-(2)提供データが期待されたものではなかった場合の責任(提供データの品質)</p> <p>意見: データの「品質(正確性、有用性、完全性)」についての言及があるが、データの品質について定義をするのは困難と思われる。</p> <p>理由: 例えば、データ提供者が提供するデータについて品質を十分満たしていると判断していても、データ受領者が当該データを利用して分析や加工した結果、データ受領者が想定していたような成果が生まれない場合も起こりえる。その場合、データ受領者は、当該データは十分な品質ではなかったと判断する可能性がある。このように、データの品質についてはデータ提供者とデータ受領者とで認識が異なるケースがあり、文言化は難しいのではないかと考える。</p>	<p>データ提供型契約が有償契約である場合、提供データに「瑕疵」があれば、民法上の瑕疵担保責任の適用があり得ると考えられますが、提供データの品質の問題といっても様々な内容があるため、民法にしたがった責任範囲(どのような場合に「瑕疵」に当たるか)は必ずしも明確ではありません。そこで、本ガイドラインでは、データ提供者が提供データについて責任を負う範囲を契約に定めることによって明確化するという観点から、一例として、提供データの正確性、完全性、有効性、安全性、第三者の知的財産権の非侵害等の項目に沿ってデータ提供者の責任範囲を予め合意しておくことを提案したものです(データ編第4-2-(2))。ここでは、個々の事案に応じて、詳細な項目や指標等を用いるなどして具体的な責任範囲がなるべく明確になるよう契約条項を検討することが重要であると考えられます。</p>
21	業界団体	データ編	<p>第4-2-(2) 提供データが期待されたものではなかった場合の責任(提供データの品質)</p> <p>「データ提供型契約が有償契約である場合、データの品質について問題があれば民法上の瑕疵担保責任の適用があると考えられる。」との記載があります。 ライセンス契約への瑕疵担保責任の準用は議論のある点でありデータ提供(データ利用許諾)に関して、このようにいえる根拠について明示してほしいと考えます。</p>	<p>ライセンス契約も有償契約である以上、基本的には、民法559条に基づき、瑕疵担保責任(民法570条)が準用されると考えられます。 もっとも、こうした民法上の瑕疵担保責任はいわゆる任意規定ですので、個別の事情に応じてその責任の有無・範囲・内容について柔軟に契約で規定すべきものと考えられます。</p>

22	弁護士	データ編	<p>第4-2-(2) 提供データが期待されたものではなかった場合の責任(提供データの品質)</p> <p>意見: 基本的に、データの提供者というより、利用者の視点でガイドラインが書かれている様に思われますので、以下の変更案を提案します。 ●変更箇所:「仮に、データ提供者がこのような提供データの品質について一切保証しない旨の規定を契約書で定めたとしても、データ提供者の故意または重大な過失により提供データの品質に問題があったような場合にまで、データ提供者が提供データの品質について責任を負わないとされるのは合理的ではない。」 ●変更案:「データ提供者がこのような提供データの品質について一切保証しない旨の規定を契約書で定めた場合には、原則としてその規定は有効であるが、データ提供者の故意または重大な過失により提供データの品質に問題があった場合には、データ提供者が提供データの品質について責任を負う可能性があるだろう。」</p> <p>理由: (1) ガイドラインですので、データの提供者と利用者の双方の立場のバランスの取れた(中立的な)記述がされるべきです。 (2) 例えば、地図データは、客観的な事実を表現するものではなく、データの素材情報を収集した時点の情報を元に、現実世界を「モデル化」しているものであり、現実との一致や正確性・完全性を保証することが物理的に難しいので、データライセンス契約上、現状渡し(無保証)とせざるを得ません。変更箇所の記述では、免責規定が原則有効であることを記載せず、「故意または重大な過失」の例外のみを記載しており読者は正確な理解が出来ないと思われます。 (3) このような記述の仕方により、データ提供者はリスクが大きいと考えてしまい、その萎縮効果により、敢えてデータ提供を中止する事業者も出てくるのではないかと懸念致します。それは、御省が理想とするデータの流通・利用を促進する観点からネガティブな効果を持つことになるのではないかと懸念致します。</p>	<p>ご指摘の点については、データ提供者と利用者のいずれかを有利に扱う等の意図は全くございませんでしたが、より誤解を招かない表現という観点から、次のとおり修正しました(データ編第4-2-(2))。</p> <p>「データ提供者がこのような提供データの品質について一切保証しない旨の規定を契約書で定めた場合、原則としてその規定は有効であると考えられるが、データ提供者の故意または重大な過失により提供データの品質に問題があった場合には、データ提供者が提供データの品質について責任を負う場合があると考えられる(民法572条類推適用)」</p>
23	弁護士	データ編	<p>第4-2-(2) 提供データが期待されたものではなかった場合の責任(提供データの品質)</p> <p>「故意または重大な過失」の例外の場合であっても、データ(とりわけ地図データ)の以下の特徴から、故意及び重過失の認定は慎重であるべきです。</p> <p>① データ提供者は、要件定義段階でデータの生成手順・方法を明確にすることができるとしても、日々変化するデータの素材に誤りや現状との差異が存在しないことを検証することは不可能である。 ② 例えば、ソフトウェアはバグの存在が前提と一般に理解されていますが、データ提供も基本的な前提は同じである。 ③ データ提供者は、ナビゲーションシステムで最終的に使用される地図データベースを、ナビゲーションシステムの開発者と共同設計により当該システム向けにカスタマイズして製作する訳ではなく、汎用的生データを提供するに留まる。 ④ データ提供者は、提供したデータが最終的にナビゲーションシステムにおいてどのような使われ方をしているのかに関し詳細な仕組みを知らないことも多く、そのような場合にまで、データ提供者に責任を負わせるのは不合理である。 ⑤ 参考までに、国土地理院発行の「大縮尺数値地形図データ作成のための標準製品仕様書」(添付資料)の258頁では、一定の地図データについて、10%の誤差を認めている。</p>	<p>貴重なご意見として、今後の改訂における参考とさせていただきます。なお、故意又は重過失の認定自体は最終的には裁判所に委ねられるものと承知しております。</p>

24	弁護士	データ編	<p>第4-2-(2)および(3)の全体について</p> <p>意見： データの瑕疵の場合のデータ提供者の責任を論じているが、分野により扱いを分けるべきではないか。</p> <p>理由： ・自動運転の分野の場合には、高精度地図データは、走行のベクトルや道路・標識などの3次元形状だけを示す静的データである。よって、あくまでその時々の道路状況・交通状況に応じた動的な判断を補助するためのものであり、自動運転車が急停止等作動する場合の最終根拠となるものではない。 ・センサーの不具合に因る事故もあり得るし、AIプログラムの瑕疵による事故もあり得るし、運転者の過失に因る事故もあり得る。 ・データの上に依拠して自動運転車が作動しているわけではない以上、事故が生じた場合の責任はその寄与度に応じて公平に分担されるべきである。データ提供者の責任を考える上で、本ガイドラインの「データ創出型」契約(ガイドライン案58頁)及び「データ共用型」契約(ガイドライン案96頁)のそれぞれにおけるデータ提供者の責任の考え方が非常に参考になります。 ・自動運転の分野においては、地図データの瑕疵は当然想定されるものとして、地図データ起因の事故が起こらないようシステム設計するべきであり、地図データ提供者に事故が生じた場合の責任を問うべきケースは考えにくい。 ・データは、利用者が構築する規模の大きいシステム上で利用されることもあり、他社が提供するデータと組み合わせられてユーザに提供されることが通常である。一つのシステムが全て上記データに依拠して作動しているわけではないため、データの正確性等に問題が存在していたことをもって、当該データの提供者のみに責任を負わせる様に見える記述は好ましくないと考える。</p>	<p>ご指摘のとおり、提供データの品質について誰がどのような責任を負うかは、当該分野の類型、提供データの性質・種類などによっても異なり得ると考えられます。本ガイドライン(データ編)では、提供データの品質に問題がある場合における責任範囲の明確化の観点から、一例として、提供データの正確性、完全性、有効性、安全性、第三者の知的財産権の非侵害等の項目に沿ってデータ提供者の責任範囲を予め合意しておくことを提案しておりますが、実際の契約に当たっては、個々の事案に応じて、詳細な項目や指標等を用いるなどして具体的な責任範囲がなるべく明確になるよう契約条項を検討することが重要であると考えられます(データ編第4-2-(2)脚注56)。</p>
25	弁護士	データ編	<p>第4-2-(2) 提供データが期待されたものではなかった場合の責任(提供データの品質)</p> <p>意見： 簡単にデータの瑕疵担保責任を論じているが、データベースの生成方法や構造にブラックボックス化が生じている場合があり、因果関係の証明が難しいと思われる場合も多いので、故意・過失の場合でも有効な免責規定を合意できる解釈が望ましい点も指摘しておくべきである。</p>	<p>提供データの品質について誰がどのような責任を負うかは、当該分野の類型、提供データの性質・種類などによっても異なり得ると考えられます。本ガイドライン(データ編)では、提供データの品質に問題がある場合における責任範囲の明確化の観点から、一例として、提供データの正確性、完全性、有効性、安全性、第三者の知的財産権の非侵害等の項目に沿ってデータ提供者の責任範囲を予め合意しておくことを提案しておりますが、実際の契約に当たっては、個々の事案に応じて、詳細な項目や指標等を用いるなどして具体的な責任範囲がなるべく明確になるよう契約条項を検討することが重要であると考えられます(データ編第4-2-(2)脚注56)。</p>
26	個人	データ編	<p>第4-2-(2) 提供データが期待されたものではなかった場合の責任(提供データの品質)</p> <p>意見： 「データ提供型契約が有償契約である場合、データの品質について問題があれば民法上の瑕疵担保責任の適用があると考えられる。」とあるのは、「データ提供型契約が有償契約である場合、データの品質について問題があれば民法上の追完請求権や代金減額請求権等を主張され得ると考えられる。」に変更した方が良い。</p> <p>理由： 2020年4月施行の改正民法では、「瑕疵担保責任」という言葉は意図的に外され、従来の瑕疵担保責任について法定責任説が否定され、契約責任説が採用されることになった。したがって、「瑕疵担保責任の適用があり、…法的責任を追及され得る」という記載は、民法の改正後は不相应であり、改正後の追完請求権や代金減額請求権等の記載に改めた方が良く考えられるため。</p>	<p>本ガイドラインでは、直ちに実務でご利用いただくことを想定し、原則として公表時点の法令を前提としておりますが、ご指摘を踏まえ「瑕疵担保責任(契約不適合責任)」と表記することに致しました(データ編第4-2-(2))。</p> <p>なお、「民法の一部を改正する法律(平成29年6月2日法律第44号)」の施行に当たっては、必要に応じて表記・内容の修正の要否を検討致します。</p>

27	個人	データ編	<p>第4-2-(4) 提供データの目的外利用</p> <p>意見： 「そこで、提供データを将来…場合、データ受領者は、①や②のケースを想定した契約条項のドラフティングが求められる。」とあるのは、「そこで、提供データを将来…場合、①や②のケースを想定した契約条項を入れるべきである。」と修正した方が良い。</p> <p>理由： ここでは、データ受領者のドラフト(草稿)が求められている訳ではないので、変更した方が良いから。</p>	<p>ご指摘いただいた点は、データ受領者は①や②のケースを想定して契約条項の検討・作成を行うべきであるとの趣旨であり(データ編第4-2-(4))、貴見のご趣旨に特に反するものではないと考えております。</p>
28	個人	データ編	<p>第4-4 適切なデータ提供型契約の取決め方法</p> <p>意見： 損害賠償の条項を挿入すべきである。</p> <p>理由： 損害賠償の条項は、契約違反に対する抑止力として重要であり、契約書に通常設けられる条項のため。</p> <p>※第5-3 適切なデータ創出型契約の取決め方法 についても同様。</p>	<p>契約違反があった場合には損害賠償請求できるという明示の条項がなくとも、法令にしたがい債務不履行に基づく損害賠償請求が可能であり、本ガイドラインでは条項例として特に取り上げておりません。ただし、事案に応じて損害賠償に関する条項を定めることを排除するものでないことはもちろんです。</p>
29	個人	データ編	<p>第4-4 適切なデータ提供型契約の取決め方法</p> <p>「不可抗力免責」事由の一つとして、「サービス提供の停止」という文言がありますが、この「サービス」についても定義が必要ではないかと考えます。</p> <p>※第5-3 適切なデータ創出型契約の取決め方法 についても同様。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました(データ編第4-4、第5-3)。</p> <p>「(一般的な不可抗力免責事由に加えて)停電、通信設備の事故、クラウドサービス等の外部サービスの提供停止または緊急メンテナンスも不可抗力事由とするか否か」</p>
データ編 第5 「データ創出型」契約				
30	業界団体	データ編	<p>第5-2-(4)-② 派生データに対する利用権限の設定</p> <p>表中の「データの分析・加工」の行には、データの分析または加工にかかる労力および必要となる専門知識の重要性が書かれるべきかと思えます。「データの分析方法の選択や分析の実施には高い専門性が求められるため、1000件の実績のあるAが行う」のように専門性の高さを示すようには如何でしょうか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「データの分析方法の選択や分析の実施は、これらに専門性を有するAが行う。」と修正しました(データ編第5-2-(4)-②)。</p>
31	業界団体	データ編	<p>第5-2-(5)-② 創出データの分析結果の第三者への提供(「横展開」)について</p> <p>第3パラグラフに「全体として横展開のサービス提供者が得る経済的利益に対して、創出データがどの程度寄与しているのかを金銭的に評価するのが難しいことから、利益分配の対象とすることが難しい場合が多いと考えられる。」と寄与度の評価が難しいと記載されておりますが、第4パラグラフで「費用をディスカウントする」「減額する」等の記述があります。寄与度の評価が難しいのだとすると、ディスカウントする額の算出も同様に難しく思えます。寄与度によらないディスカウント額を提示するというのを助言されているのであれば、その点を明記された方が明快ではないかと思えます。</p>	<p>ご指摘いただいた記載(第5-2-(5)-②)は、創出データによる寄与を金銭的に評価してディスカウント・減額すべきであるという趣旨ではなく、寄与も考慮要素に入れてディスカウント・減額すべきであるとの趣旨です。</p>
32	業界団体	データ編	<p>第5-2-(6) データ内容および継続的創出の保証／非保証</p> <p>「データ内容および継続的創出の保証／非保証」というタイトルですが、第4パラグラフ、第5パラグラフの内容は、継続性の課題には結びついていないように読み取れます。</p>	<p>データ編第5-2-(6)では、「データ内容の保証／非保証」と「継続的創出の保証／非保証」について記載しております。ご指摘いただいた第4段落および第5段落は、いずれも、このうち「データ内容の保証／非保証」の観点からの記載です。</p>

33	弁護士	データ編	第5-2-(6) データ内容および継続的創出の保証／非保証 意見内容： ・「データ提供型」契約におけるデータ提供者の責任と、「データ創出型」契約(ガイドライン案58頁)及び「データ共用型」契約(ガイドライン案96頁)のそれぞれにおけるデータ提供者の責任とを比較すると、前者が厳しく、後2者が当事者間の合意で規律すべき(データ提供者に免責を認める)としており、整合性とバランスに欠ける。 ・「データ提供型」契約によっても次工程で「データ創出型」契約あるいは「データ共用型」契約になり得るので、(故意・重過失の場合に限定されるとしても)データ提供者のみに責任を負わせるのは、バランスに欠ける。 ・データ提供者の責任を考える上で、本ガイドラインの「データ創出型」契約(ガイドライン案58頁)及び「データ共用型」契約(ガイドライン案96頁)のそれぞれにおけるデータ提供者の責任の考え方が非常に参考になります。	いずれの類型においても、データの品質を巡る責任の有無・範囲・内容を契約で定めることが望ましいとするものであって、データ提供型におけるデータ提供者の責任がデータ創出型又はデータ共用型の場合に比べて特に重いとする趣旨ではありません。
データ編 第6「データ共用型(プラットフォーム型)」契約				
34	企業	データ編	第6-1-(2)-③ データ流通市場型との違い データ流通市場型について「データ提供者とプラットフォーム、プラットフォームとデータ利用者との取引それぞれが、1対1または1対nのデータ提供型の取引が束になっているもの」とあるが、そうであれば、データ提供者とデータ利用者が一致しない場合の図7:プラットフォーム型(基本構造)記載の取引構造と同じようにも思われるが、このような理解でよいか。可能であれば、誤解を避けるため、両者の違いがより明確となるような記載を示して頂きたい。	データ流通市場型(またはマーケットプレイス型)では、データの提供あるいは利用の一方のみを目的とする当事者が多いと考えられ、データ提供者とプラットフォームとのデータ提供取引、プラットフォームとデータ利用者とのデータ利用取引それぞれが束になっているものと考えることが可能です。 これに対して、本ガイドライン(データ編)におけるデータ共用型は、データを集約・保管、加工または分析するプラットフォームを中心に、プラットフォームにデータを提供するデータ提供者グループと、プラットフォームを通じてデータを共有・活用するデータ利用者グループが存在するものを念頭に置いており、両グループの構成者は重複することが多いと考えられます。
35	企業	データ編	第6-2-(2)-② 参加者の範囲(プラットフォームをどこまで開放するか) 「新たな参加にはプラットフォームまたは既存の参加者の承諾が必要とする等」とあるが、プラットフォーム参加者によるデータ共有・活用の促進、投下資本の回収等のための柔軟な制度設計の必要性の観点から、既存の参加者の承諾を必要とする制度設計を採用する場合も考えられる(特に、プラットフォーム事業立ち上げ当初はそのような柔軟な制度設計の必要性が高いと理解している。)ものの、他方で、ある程度参加者が増加し取り扱うデータ量も大量となったような状況においては、既存の参加者が特定の者(例えば、参加者の競合事業者等)の参加を認めない場合には、独占禁止法上問題となるおそれも出てくるのが考えられる。このような状況であっても、少なくとも同種の他のプラットフォームが存在しこれへの参加が可能である限り、原則として独占禁止法上問題が生じるおそれは低いと考えているが、プラットフォームの制度設計(参加者の範囲)として独占禁止法の観点からの具体的な指針・留意点等があれば、これを示して頂きたい。	本ガイドライン(データ編)は、データ契約を締結する際の契約上の主な課題や論点等を示すものであって、独占禁止法等の個別の法令について新たな解釈を示すことを目的とするものではありませんが、こうした独占禁止法のようなデータ契約に関連制度に関する記述についても、議論の蓄積等を注視し、今後の改訂の要否を検討して参りたいと思います。
36	企業	データ編	第6-2-(8) プラットフォームの活用を促すための仕組み データ共用型(プラットフォーム型)に関連し、「データが各事業者における事業活動において重要な資産であることはいうまでもなく(ガイドライン案P77)」との記載の通り、事業者が所有するデータの中には、データの収集、作成、維持にかなりの投資を行っているものや将来の利用可能性が大いに期待できるものがあります。データの第三者への提供に慎重になる事業者に対して「できるだけ多くのデータを提供させ、提供データをできるだけ多様な方法・用途で共有・活用できるようインセンティブを与えられるが、プラットフォーム事業の成功のカギを握る(ガイドライン案P81)」とありますが、データ自体に経済的または事業上の価値がある場合には、プラットフォーム事業者は当該データの価値を適切に評価し、データ提供に見合う見返りをデータ提供事業者に対して提供することが正常な取引であると考えます。	データ共用型(プラットフォーム型)は、異なる企業グループに属する複数の事業者がデータをプラットフォームに提供し、そこで集約・保管、加工または分析して利活用するという類型であり、プラットフォームの下にいかにも多くのデータの提供を受けるかが重要であると考えられます(データ編第6-2-(8)-②)。 そうしたデータの提供を促すための仕組みとしては、様々なあり方が考えられます。この点、データの価値を客観的・合理的に適切に評価することができる事案であれば、貴見のとおり、その価値に応じて各データ提供者に何らかの見返りを提供することは合理的な仕組みであろうと考えられます。ただし、データは利用することによって大きな価値を生むことが多いため、契約締結時にデータの価値を客観的に評価することが困難な場合や、プラットフォームに提供されるデータ自体では高い評価を得られないことも多いと思われ、個別の案件ごとに、データの提供を促す仕組みとしてどのようなあり方が合理的か検討が必要であると考えられます。

37	企業	データ編	<p>第6-3-(2)-① データ提供者・データプラットフォーム事業者間の利用範囲について</p> <p>「なお、このように、データ提供者・プラットフォーム事業者間の利用規約では、プラットフォーム事業者またはプラットフォーム事業者から委託を受けた第三者が、提供データを利用することができる利用範囲(当該第三者の有無・範囲、提供データの範囲、利用目的、利用態様)を定める規定を置くことになる。」とあるが、「プラットフォーム事業者から委託を受けた第三者」とは、第6-3-(4)-③記載の「協力先」と同趣旨の者を指すという理解でよいか。</p> <p>また、データ提供者・プラットフォーム事業者間の利用規約では、(委託先の利用範囲もさることながら)「データ利用者」が、プラットフォーム事業者を介して、提供データを利用することができる利用範囲(当該データ利用者の範囲、利用できる提供データの範囲、利用目的、利用態様)を記載することが重要であるという理解でよいか。</p>	<p>ご指摘いただいたデータ編第6-3-(2)-①の「プラットフォーム事業者から委託を受けた第三者」とデータ編第6-3-(4)-③の「協力先」とは、同一の者を想定しています。</p> <p>利用規約において、データ利用者が利用できるデータの範囲を記載することが重要であるという点については、貴見のとおりと考えます。</p>
38	企業	データ編	<p>第6-3-(3)-① データの性質について</p> <p>「事業領域の切り分けを行う」とあるが、データ利用者の属性について事業領域の切り分けを行い、切り分けられた利用者の属性に応じて、データ利用の可否に区別を設けるという趣旨であるとの理解でよいか。</p>	<p>例えば、提供データを領域a、b、cに区分けし、データ利用者が領域a、b、cのいずれに属するかを判断し、その対応状況に応じてデータ利用の可否に区別を設けるといったことを想定しています。</p>
39	企業	データ編	<p>第6-3-(3)-③ 派生データ等成果物について</p> <p>「プラットフォーム型においては、プラットフォームによる提供データの分析・加工またはその結果に基づくサービスの開発により生じる成果物(利用データ・利用サービス)がデータ利用者によって利用されることが予定されている」とあるが、この場合以外にも、提供データをそのまま利用データとして提供する場合(第6-3-(3)-②記載の①の場合や、図8のY1の場合)等、データ利用者が、提供データをそのまま利用データとして共用・活用する場合もありえると思われるが、そのような場合には、第6-3-(3)-③-cの記載が当てはまるという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりであると考えます。</p>
40	法人等	データ編	<p>第6-3-(3)-③-b プラットフォームが創出する知的財産権等について</p> <p>意見: 「プラットフォームが成果物(利用データ・利用サービス)を創出するに当たり生じた知的財産権」の帰属が、(1)プラットフォーム事業者、(2)全データ提供者、(3)両者共有と例示されている。「利用規約において、成果物(利用データ・利用サービス)を創出するに当たり生じた知的財産権等について取り決める場合は」との前提があるものの、「データ提供」が知的財産権を受ける権利を元来有している発明・創作者等に該当する誤解を生む余地があることが懸念される。本来発明・創作者等に帰属するところを、データの価値を鑑み、契約により前記(1)(2)(3)の取り決めが可能であるとの趣旨を、明確に記載していただけないか。</p>	<p>成果物(利用データ・利用サービス)を創出するに当たり生じた知的財産権等に対してどのような関係者がどの程度寄与したのかは、事案によって様々であることから、個別事案における関係者の寄与度等の事情に応じて、当該知的財産権等の帰属のあり方について定めるべきものと考えられます。</p>
41	業界団体	データ編	<p>第6-3-(3)-⑦ 知的財産権の対象となるデータについて</p> <p>プログラムを「提供データ」の一例として扱っているが、プログラム本体を「データ」に分類することは「データ編」の対象と「AI編」の対象の違いが不明確になる懸念がある。具体的には、データ編において「特許権(たとえば、提供データが特許権(プログラム等の特許権)を取得したプログラム等の場合)」と記載されているのに対して、AI編第3-2-(2)-①には、特許権の保護対象となり得る「プログラム等」の記載はない。</p>	<p>ご指摘の箇所は、知的財産権の対象となるデータの一例として、いわゆるプログラム等の特許権を取得した「プログラム等」も考えられる旨を述べたものです。</p>

42	企業	データ編	<p>第6-3-(4)-① データ提供者がデータ利用者の地位を併有することについて</p> <p>競争者間の協調行為の促進等により独占禁止法上の不当な取引制限の問題が生じ得るのは、競争事業者間でプラットフォームを介してデータ共用・活用が可能である(その結果、データ提供者とデータ利用者が、プラットフォームを介して、他の参加者と直接、連絡をせずとも、商品の価格や生産数量等を取り決めることができしてしまう)という点に起因すると思われることから、仮に、データ提供者がデータ利用者の地位を併有しない(両者の地位が一致しない)制度設計のプラットフォームの場合であっても、当該指摘は妥当するという理解でよい。</p>	<p>データ共用型においては、データ提供者グループを構成する者とデータ利用者グループを構成する者が重複することが多いと考えられますが(データ編第6-1-(2)-①参照)、データ提供者とデータ利用者の地位を併有しない者がいる場合であっても、プラットフォームに参加する競争者間で競争制限的な協調行為が行われると、カルテル規制に該当するおそれが生じ得ることは、ご指摘のとおりであると考えられます。</p>
43	企業	データ編	<p>第6-3-(4)-② オープン型プラットフォームについて</p> <p>一般的に、オープン型プラットフォーム(プラットフォームに参加することを希望する第三者には、利用規約に定める条件を満たす限り広く参加を認めるプラットフォーム(第6-2-(2)-②の記載参照))を採用するとしても、データ利用者によるデータの利用範囲として、第三者提供を制限する場合も多いと思われる。このような制度設計がなされている場合において、「他のプラットフォーム事業者」(当該他のプラットフォーム上でデータ利用者に対するデータ提供等の第三者提供が想定される。)がデータ利用者となることを視野に入れる場合には、「他のプラットフォーム事業者」がデータ利用者となることが想定されることについて利用規約に明記することに加え、制度設計上「他のプラットフォーム事業者」がデータ利用者の利用条件を満たすことが可能か又は異なる利用条件・利用範囲を設ける必要があるか等、オープン型プラットフォームであることは別の考慮要素についても検討する必要があると思われるが、そのような理解でよい。</p>	<p>ご指摘のような場合において、貴見のとおり検討することは重要であると考えられます。</p>
データ編 第7 主な契約条項例				
44	個人	データ編	<p>第7-1 データ提供型契約のモデル契約書案 第1条(定義)</p> <p>意見: 解説中の提供データに個人情報が含まれる場合の条項例につき、2項と3項をまとめて「甲及び乙は、提供データに含まれる個人情報等の取扱いにつき、個情法を遵守するものとする。」と記載した方がよい。</p> <p>理由: ・3項で「乙は…管理に必要な措置を講ずるもの」とあるが、個人情報の受領者は、管理以外の義務を負うにもかかわらず(例えば、個人情報保護法26条1項の受領者の確認義務)、管理のみ規定しているだけでは足りないため。 ・2項で甲のみ保証し、3項で乙が保証していないのは当事者間で不均衡のため。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり追記しました。なお、第2項は、データ提供者である甲が個人情報等を含んだ提供データを提供する際に負うべき責務を定めたものであるのに対し、第3項は、データ受領者である乙が提供データ受領に伴い負うべき管理義務を定めたものであり、これらを一つの項に纏めることは適切ではないと考えております。</p> <p>データ編第7-1(データ提供型契約のモデル契約書案)第1条 解説 「3 乙は、第1項にしたがって提供データが提供される場合には、<u>個情法を遵守し、個人情報等の管理に必要な措置を講ずるものとする。</u>」</p>
45	個人	データ編	<p>第7-1 データ提供型契約のモデル契約書案 第2条(提供データの提供方法)</p> <p>意見: 表題は「提供データの仕様及び提供方法」の方が適切である。</p> <p>理由: 内容が提供方法のみならず、仕様についても記載されているため。</p>	<p>データ編第7-1データ提供型契約のモデル契約書案第2条は、提供データの提供方法を定めることに主眼があることから、表題を「提供データの提供方法」としております。</p>

46	個人	データ編	<p>第7-1 データ提供型契約のモデル契約書案 第3条(提供データの利用許諾)</p> <p>意見: 「1…本目的の範囲内でのみ利用することを許諾する。」とあるのは、「本目的のために必要最小限の範囲内で、かつ本目的のために必要な乙の従業員及び役員のみ利用することを許諾する。」とした方が適切である。</p> <p>理由: 第1条は「●●すること」を本目的としているが、本目的を「●●すること」以外に置き換えた場合に日本語がおかしくなるため。また、通常「必要最小限」を範囲としたいのが当事者の合理的意思であるため。また、情報漏えいを防止する観点から、乙の中でも提供データを取り扱うことができる人的範囲を契約で限定した方が良いため。</p>	<p>提供データについては、個別事案の目的に応じて、その範囲内で利用されることが重要であると考えております。そのうえで、例えば、営業秘密やノウハウなど特に機密性の高いデータについては、提供データにアクセスできるデータ受領者の役員および従業員を制限したり、誓約書の提出を義務付ける等の条項を設けることはもちろん考えられます(データ編第3-2-(1)参照)。</p>
47	個人	データ編	<p>第7-1 データ提供型契約のモデル契約書案 第3条(提供データの利用許諾)</p> <p>意見: 第4項但書は、削除した方が良い。もし、第三者が権限を有するデータが含まれているのならば、本文で「甲または●●に帰属する。」と示した上で、5条1項では「甲は、提供データが、適法かつ適切な方法によって取得され、または●●から第三者に利用させることの許諾を得たものであることを表明し、保証する。」とすべきである。</p> <p>理由: 「甲が提供データを適法・適切取得した」という第5条第1項の記載と矛盾するため。</p>	<p>データ編第7-1データ提供型契約のモデル契約書案第3条第4項ただし書きは、提供データの利用許諾を行ったからといって、そこに含まれている第三者の知的財産権が受領者である乙に帰属することになるものではないことを、注意的に確認する条項です。これに対して、同モデル契約書案第5条第1項は、提供データが適法かつ適切な方法によって取得されたものであることを表明保証する条項であり、両条項は矛盾するものではないと考えられます。</p>
48	個人	データ編	<p>第7-1 データ提供型契約のモデル契約書案 第3条(提供データの利用許諾)</p> <p>意見: 解説中「この場合、データ提供者自身による…望ましい。」の部分は削除し、「非独占的な利用であれば、『非独占的に利用でき、甲は乙の許諾なく第三者にも提供データを提供することができる。』と規定することもできる。」と加筆した方が有用に思われる。</p> <p>理由: ・ガイドライン案25頁「②ライセンス(利用許諾)」の中でも説明されているが、利用許諾の場合は、データ提供者にデータの利用権限を留保しているものであり、データ提供者の利用を禁止させるのであれば、それは「②ライセンス(利用許諾)」ではなく、「①データの譲渡」に該当する。したがって、「データ提供者自身による提供データの利用も禁止するか否かを明記」することはないと考えられるので、当該部分は削除すべきである。 ・データを独占的に利用させるか、非独占的に利用させるかは、データは容易に拡散できることから重要な事項であり、非独占的な利用についても示した方が解り易いため。</p>	<p>データの譲渡(データの利用をコントロールできる地位を含む当該データに関する一切の権限の移転)でなくとも、利用許諾の法形式としつつ、データ提供者自身による提供データの利用につき全部または一部を禁止することはあり得ると考えております。 なお、ご指摘のとおり、データのライセンス(利用許諾)において、当該ライセンス以外に第三者に対して重ねて提供データのライセンスをする権利を留保しておくのか(非独占)、それとも、当該ライセンスに独占的に当該データを利用させるのか(独占)について契約で決めておくことも重要であり、その旨をデータ編第4-1-(2)-②に記載しています。</p>
49	企業	データ編	<p>第7-1 データ提供型契約のモデル契約書案 第3条(提供データの利用許諾)</p> <p>解説中で、「限定的な外部提供性」の要件を充足するためにはデータ提供契約の中で第三者提供を禁止する条項が必要と読めますが、昨年11月にパブリックコメントにかかった「データ活用促進に向けた検討 中間報告(案)」等からは、そのように理解できないように感じます。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました。</p> <p>データ編第7-1データ提供型契約のモデル契約書案第3条 解説 「4 改正不正競争防止法が施行された場合、「限定提供データ」に該当すれば当該データの不正取得・使用等に対して、損害賠償請求、差止請求、損害賠償額の推定規定等の民事上の救済が受けられる。この「限定提供データ」にあたるためには、「限定的な外部提供性」の要件を充足する必要があり、秘密として管理され、保有者内での利用又は例外的に秘密保持契約を結んだ限定的な者に開示される「営業秘密」とは異なり、データ提供者が、外部の者からの求めに応じて、特定の者に対し選択的に提供することを予定しているデータであることが必要となる。この「限定的な外部提供性」を確保し、「限定提供データ」に係る著しい信義則違反類型(第3-2-(2)の<データによる不正競争行為>②)等の不正競争行為について救済を受けるためには、「データ提供契約の中で第三者提供を禁止する条項を入れておくことが望ましい。」</p>

50	個人	データ編	<p>第7-1 データ提供型契約のモデル契約書案 第4条(対価・支払条件)</p> <p>意見: 第2項「乙に書面で通知する。」の部分を「乙指定の電子メールアドレスにPDFファイルで送付する。」といった内容に変更した方がよい。</p> <p>理由: 現在、多くの会社では請求書を書面での郵送から電子メールでの送付に移行している過程である。データ契約のガイドラインは先進的な内容の指針を示すべきなのに、請求書を書面で通知する、というアナログな方法では、先進的な内容の指針にならないため。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「乙に書面(電磁的方法を含む。以下同じ。)で通知する。」と修正しました。</p>
51	企業	データ編	<p>第7-1 データ提供型契約のモデル契約書案 第5条(提供データの非保証)</p> <p>提供データの安全性は、正確性、完全性、有効性及び第三者権利侵害とは性格が異なる。安全性が保証されないと乙側の情報システム等に直接的な損害が発生する可能性がある。例えば、甲から乙に提供されたデータにウィルスの混入があれば、ウィルスによる乙のシステムの停止や乙の情報システムにバックドアを仕掛けられた際の情報漏えいなどが懸念される。このため、第5条第2項から安全性を除外し、別の条項で、少なくとも、「甲は、提供データの安全性確保について努力義務を有する」旨を追加すべきである。</p> <p>※第7-2 データ創出型契約のモデル契約書案 第4条(対象データおよび派生データの非保証) についても同様</p>	<p>ご指摘を踏まえ、モデル契約書案の解説に以下のとおり追記致しました。</p> <p>データ編第7-1 データ提供型契約のモデル契約書案 第5条の解説 「1…なお、上記のモデル契約書案では、提供データの安全性についてもデータ提供者は保証していない案にしているが、提供データの安全性が保証されないとデータ受領者のシステム等に直接的な損害が発生しうる可能性があるため、提供データの安全性について、データ提供者が保証することが適切な場合も多いと考えられる。」</p> <p>データ編第7-2 データ創出型契約のモデル契約書案 第4条の解説 「なお、第4条第1項では、相手方データの安全性について保証しない内容としているが、相手方データの安全性が保証されないとシステム等に直接的な損害が発生しうる可能性があるため、相手方データの安全性について保証することが適切な場合が多いと考えられる。」</p>
52	弁護士	データ編	<p>第7-1 データ提供型契約のモデル契約書案 第5条(提供データの非保証)</p> <p>基本的に、データの提供者というより、利用者の視点でガイドラインが書かれている様に思われますので、以下の変更案を提案します。</p> <p>「4 提供データの正確性、完全性、有効性等について、データ提供者が保証しないことを契約で定めた場合であっても、原則として当該規定は有効であるが、例外的に、データ提供者が損害を加えることを目的として、故意または重大な過失により品質に問題があるデータを提供した場合にまで、データ提供者が責任を免れることはできない場合があると考えられるため、その点を但書で規定することも検討に値する。</p> <p>5 なお、データ提供者がデータの品質に関する事項の全部または一部を表明保証する場合、保証責任の範囲(データ提供者が損害賠償義務を負う範囲)を一定金額(たとえば、データ受領者から受け取った対価)を上限とする規定を設ける場合もある。ただし、このような規定を設けていても、原則として当該規定は有効であるが、例外的に、データ提供者が提供データの品質に問題があることにつき悪意または重過失の場合、データ提供者の保証責任の範囲を限定する規定は無効となる可能性があり、データ提供者は、提供データの品質の問題と相当因果関係のあるデータ受領者に生じた損害について賠償責任を負う可能性があることには注意が必要である。」</p>	<p>ご指摘を踏まえ、次のとおり修正しました。</p> <p>データ編第7-1 データ提供型契約のモデル契約書案 第5条の解説 「4 提供データの正確性、完全性、安全性、有効性等について、データ提供者が保証しないことを契約で定めた場合であっても、原則として当該規定は有効であると考えられるが、データ提供者が損害を加えることを目的として、故意または重大な過失により品質に問題があるデータを提供した場合にまで、データ提供者が責任を免れることはできない場合があると考えられるため、その点を但書で規定することも検討に値する。</p> <p>5 なお、データ提供者がデータの品質に関する事項の全部または一部を表明保証する場合、保証責任の範囲(データ提供者が損害賠償義務を負う範囲)を一定金額(たとえば、データ受領者から受け取った対価)を上限とする規定を設ける場合もある。このような規定は原則として有効であると考えられるが、データ提供者が提供データの品質に問題があることにつき悪意または重過失の場合、データ提供者の保証責任の範囲を限定する規定は無効となり、データ提供者は、提供データの品質の問題と相当因果関係のあるデータ受領者に生じた損害について賠償責任を負う場合があることには注意が必要である。」</p>
53	業界団体	データ編	<p>第7-1 データ提供型契約のモデル契約書案 第7条(利用条件)</p> <p>第2項は、データ提供者が相手方の利用状況の監査を行える、という内容ですが、利用者の営業秘密(事業、技術上の秘密)が相手方に知られるところになるので重要なデータを取り扱う契約であって、かつ、当事者ではなく中立な第三者による監査でなければ、利用者は応諾しないと考えます。このような監査が行えるのであれば、サプライチェーンの中では、データ共有を通じて、相対的に立場が強い企業が弱い企業の営業秘密を探索する手段にもなりかねず、注意が必要と考えます。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下の記述を追記しました。</p> <p>データ編第7-1データ提供型契約のモデル契約書案 第7条 解説 「3 データ提供者がデータ受領者の提供データの利用状況について監査を実施する中で、データ利用者の営業秘密がデータ提供者に知られるリスクもある。そのため、データ提供者およびデータ受領者と秘密保持義務を締結した中立な第三者により、データ受領者の提供データの利用状況についての監査を実施することが適切な場合もありうる。」</p>

54	個人	データ編	<p>第7-1 データ提供型契約のモデル契約書案 第8条(提供データの管理)</p> <p>意見: 第2項は「乙は、提供データを他の情報と明確に区別して善良な管理者の注意をもって管理・保管しなければならない」という記載だけでは不十分で、IDやパスワードの管理やデータの暗号化等、具体的な秘密に管理する方法を記載すべきである。 また、解説の「『限定提供データ』として管理されていないこと」の部分は「管理されていること」の誤りだと思われる。 さらに、「『限定提供データ』として提供する場合は、『乙は提供データを他の情報と明確に区別して……。』」と記載されているが、「限定提供データ」として提供するのであれば、「他の情報と明確に区別して」という記載だけでは不十分であり、具体的な秘密に管理する方法を記載すべきである。</p> <p>理由: ガイドライン案20～21頁に「限定提供データ」は(i)技術的管理性(ii)限定的な外部提供性(iii)有用性が該当要件だと書かれており、指摘の部分は(i)技術的管理性に該当させるための条項だと考えられる。そして、20頁には(i)技術的管理性に該当するためには「……特定の者に限定して提供するための適切な電磁的アクセス制御手段(ID・パスワード管理、専用回線の使用、データの暗号化、スクランブル化等)により管理されているデータであること。」と記載されているのに、「提供データを他の情報と明確に区別して」というだけでは電磁的アクセス制御手段を取っていることまで要請されていないので、(i)技術的管理性の要件を満たさず、そして「限定提供データ」に該当せず、しいては不正競争防止法で保護されなくなってしまうため。</p> <p>※第7-1 データ提供型契約のモデル契約書案 第10条(秘密保持義務)についても、同様</p>	<p>改正不正競争防止法では、新たに「限定提供データ」に関する不正競争が定められました。データ提供者である甲が、提供データについて「限定提供データ」としての保護を受けるためには、甲において当該データが「特定の者に提供する情報として電磁的方法により蓄積・管理されている」こと等、法2条7項に定められた各要件を満たす必要があると承知しております。</p> <p>他方、データ編第7-1データ提供型契約のモデル契約書案第8条第1項は、データ受領者乙における提供データの管理・保管の善管注意義務を定めたものであり、これはデータ受領者におけるコンタミネーションを防ぐ趣旨であって、限定提供データの要件を満たすためという趣旨ではありません。</p>
55	個人	データ編	<p>第7-1 データ提供型契約のモデル契約書案 第8条(提供データの管理)</p> <p>意見: 損害賠償の条項例を示し、該当箇所の説明等を示すべきである。</p> <p>理由: 契約書には損害賠償の条項を設けるのが通常であり、また契約違反に対する抑止力として重要であり、ガイドラインにも示すべきだから。</p>	<p>契約違反があった場合には損害賠償請求できるという明示の条項がなくとも、法令にしたがい債務不履行に基づく損害賠償請求が可能であり、本ガイドラインでは条項例として特に取り上げておりません。ただし、事案に応じて損害賠償に関する条項を定めることを排除するものでないことはもちろんです。</p>
56	業界団体	データ編	<p>第7-1 データ提供型契約のモデル契約書案 第8条(提供データの管理)</p> <p>改正不正競争防止法の条文からすると、解説の1の記述を、以下のように表現を変更した方が、趣旨にそうように考える。 「なお、改正不正競争防止法において「<u>限定提供データ</u>」から「<u>営業秘密</u>」は除かれて定義されているため、「限定提供データ」として提供する場合は、「乙は、提供データを他の情報と明確に区別して善良な管理者の注意をもって管理・保管するものとする。」との記載が想定される。」</p>	<p>ご指摘の箇所は、改正不正競争防止法2条7項に定められた「限定提供データ」の定義にしたがって記載したものです。</p> <p>(参考)改正不正競争防止法2条7項 「この法律において「限定提供データ」とは、業として特定の者に提供する情報として電磁的方法(電子的方法、磁気的方法。次項において同じ。)により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報(秘密として管理されているものを除く。)をいう。」</p>

57	業界団体	データ編	<p>第7-1 データ提供型契約のモデル契約書案 第8条(提供データの管理)</p> <p>意見: 解説の5のうち、下記文章の削除をお願いしたい。 「そのため、損害賠償額の予定あるいは違約金を契約で規定する場合には、実際の損害額が予定額を超えた場合には、その超えた部分についても請求できることを規定しておくのが一般的である。」</p> <p>理由: 損害額の算定が困難であることを理由として損害賠償金の予定を行うことを提案しているが、最終文で「実際の損害額が予定額を超えた場合には、その超えた部分についても請求できることを規定しておくのが一般的」などと、実際の損害額の算定が可能であることを前提とした記載があるのは矛盾ではないか。また、このような規定を置くことが一般的な慣行となっているかどうかについても、疑問がある。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり該当箇所の記述を修正しました。</p> <p>データ編第7-1(データ提供型契約のモデル契約書案)第8条の解説 「損害賠償額の予定あるいは違約金を契約で規定する場合には、実際の損害額が予定額を超えた場合には、その超えた部分についても請求できることを規定しておく場合もある。」</p> <p>なお、データ提供者に生じた損害額の算定が困難であることがあるため、損害賠償額の予定を契約上で定めておくこと、実際の損害額が当該予定額を超えた場合に当該超過部分の請求が可能であることを定めておくことは、矛盾するものではないと考えています。</p>
58	業界団体	データ編	<p>第7-1 データ提供型契約のモデル契約書案 第10条(秘密保持義務提供データの管理)</p> <p>解説中で「第8条の「提供データ」の管理義務を負う期間については制限がないことになる」とされているのは、①契約終了後も引き続き「提供データ」の管理義務を負うという意味なのか、②契約終了後は管理義務を負わないという意味のどちらなのか不明瞭な印象を受けた。①の意味であるならば、第17条(残存条項)に8条1項の記載がないこと(第三者への開示禁止(第3条第2項)は記載あり)、第15条(契約終了後の措置)にて、甲の指示により「提供データ」は全て廃棄又は消去されることも踏まえると、当該記述は誤解を与える虞がある。他方、②の意味であるならば、他の関連箇所との整合性も含め記述の見直しをご検討いただきたい。また、ガイドライン案の脚注182は、「～本条第4項で制限を設けているが」の後に移動した方が適切ではないかと考える。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、誤解を避けるために当該記述を削除しました(データ編第7-1(データ提供型契約のモデル契約書案)第10条の解説)。</p> <p>なお、データ編第7-1のデータ提供型契約のモデル契約書案においては、契約終了後は第15条に基づき提供データの速やかな廃棄・消去がデータ受領者に義務付けられているため、第17条(残存条項)には第8条(提供データの管理)を挙げておりません。</p>
59	個人	データ編	<p>第7-1 データ提供型契約のモデル契約書案 第10条(秘密保持義務)</p> <p>意見: 第1項「(…。ただし、提供データは本条における「秘密情報」には含まれない。)」の部分は「(…。ただし、提供データ及び派生データは本条における「秘密情報」には含まれない。)」とすべきである。</p> <p>理由: 派生データも提供データと同様、本契約の中全体で規定されているので、秘密保持条項から除外すべきだから。</p>	<p>データ編第7-1データ提供型契約のモデル契約書案では、提供データについては、秘密であることを表明した上で開示したか否かを問わず、管理義務の対象としており(第8条)、それゆえ提供データは第10条における秘密情報(秘密情報であることを表明したうえで開示した情報)から除外されるものと整理しています。</p> <p>他方、派生データは、データ受領者が提供データを加工、編集、分析、統合等することによって新たに生じたデータであり、同モデル契約書案では、一律に第8条の管理義務の対象とはなかったことから、第10条の秘密保持義務の対象には含まれるものと整理したものです。</p>
60	個人	データ編	<p>第7-1 データ提供型契約のモデル契約書案 第10条(秘密保持義務)</p> <p>意見: 第3項「前項に定める目的のために」の部分につき、たとえば「本契約の履行のために」といった修正をすべきである。</p> <p>理由: 第2項に目的の記載が見当たらないため。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、データ編第7-1データ提供型契約のモデル契約書案第10条第3項を、以下のとおり修正しました。</p> <p>「被開示者は、本契約の履行のために必要な範囲内に限り、本条第1項に基づく秘密保持義務を遵守させることを前提に、自らの役職員または法律上守秘義務を負った自らの弁護士、会計士、税理士等に対して秘密情報を開示することができる。」</p>

61	個人	データ編	<p>第7-1 データ提供型契約のモデル契約書案 第11条(派生データ等の取扱い)</p> <p>意見: 「派生データの管理は第8条を準用する。」といったように、派生データの安全管理措置について規定した方がよい。</p> <p>理由: 派生データも改正不正競争防止法の「限定提供データ」として保護されるように契約書で手当てしておくべきだから。</p>	<p>派生データ(データ受領者が、提供データを加工、編集、分析、統合等することによって新たに生じたデータ)の取扱いについては、様々なパターンが考えられ、データ編第7-1データ提供型契約のモデル契約書案第11条においても、複数の案を示しております。派生データの管理の在り方は、派生データの取扱いのあり方等によっても異なると考えられるため、モデル契約書の条項としては、データ受領者に一律に派生データの管理義務を負わせる旨の条項は示しておりません。</p> <p>他方、データ編第7-1データ提供型契約のモデル契約書案第8条第1項は、データ受領者乙における提供データの管理・保管の善管注意義務を定めたものであり、これはデータ受領者におけるコンタミネーションを防ぐ趣旨であつて、限定提供データの要件を満たすためという趣旨ではありません。</p>
62	個人	データ編	<p>第7-2 データ創出型契約のモデル契約書案 第3条(データの加工等および派生データの利用権限)</p> <p>意見: 第1項中「前条の加工等により得られた」は削除すべき</p> <p>理由: ・前条(第2条)に「加工等」の文言は出てきていないため。 ・第1条第3号で「派生データ」を定義しているため、「派生データ」を修飾する当該部分は不要なため。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「前条に定める対象データの利用権限に基づき行われた加工等により得られた」と修正しました。</p>
63	個人	データ編	<p>第7-2 データ創出型契約のモデル契約書案 第4条(対象データおよび派生データの非保証)</p> <p>意見: 第1項中「…利用権限を有するデータ(以下…)」の部分は、「…利用権限を有する対象データ(以下…)」に修正すべきである。</p> <p>理由: 該当条項は、一般的なデータではなく、第1条第2号で「対象データ」と定義付けしたデータを指すものと考えられるため。</p>	<p>データ編第7-2データ創出型契約のモデル契約書案における「相手方データ」には、相手方が利用権限を有する対象データと派生データの両方が含まれ得るものと考えております。</p>
64	個人	データ編	<p>第7-2 データ創出型契約のモデル契約書案 第5条(個人情報の取扱い)</p> <p>意見: 2項と3項をまとめて「甲及び乙は、対象データに含まれる個人情報等の取扱いにつき、個人情報法を遵守するものとする。」と記載した方がよい。</p> <p>理由: ・個人情報の受領者は、管理以外の義務を負うにもかかわらず(例えば、個人情報保護法26条1項の受領者の確認義務)、3項は管理しか規定しておらず、足りないため。 ・2項で提供する場合のみ保証し、3項で受領する場合には保証していないのは不均衡であるため。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり追記しました。</p> <p>データ編第7-2 データ創出型契約のモデル契約第5条 「3 甲および乙は、第1項に従って対象データが提供される場合には、個人情報法を遵守し、個人情報等の管理に必要な措置を講ずるものとする。」</p> <p>なお、第2項は、対象データの生成、取得および提供等の際に個人情報保護法に定められている手続を履践する責務を定めたものであるのに対し、第3項は、対象データの取得・受領後の管理に係る義務を定めたものであり、これらを纏めることは適切ではないと考えております。</p>
65	個人	データ編	<p>第7-2 データ創出型契約のモデル契約書案 第5条(個人情報の取扱い)</p> <p>意見: 内容を再検討すべきである。</p> <p>理由: 「保証する」としなくとも、個人情報保護法は遵守しなければならないが、この解説では、保証条項として盛り込まなければ、相手方は法律上の義務を履行しないように読めるので、妥当ではない。</p>	<p>データ編第7-2データ創出型契約のモデル契約書案第5条は、行政法規として個人情報保護法を遵守する法律上の義務があることを前提に、契約当事者間でも同法に基づく手続の履践を契約上の義務として定めたものです(なお、解説の記載を、同法の趣旨がより明確になるよう修正しました)。同法の遵守を保証する旨の条項がなければ遵守しなくてもよいといった趣旨ではございません。</p>

66	個人	データ編	第7-2 データ創出型契約のモデル契約書案 第10条(データの管理) 派生データの管理措置についても言及すべきである。	データ編第7-2データ創出型契約のモデル契約書案における「相手方データ」には、相手方が利用権限を有する対象データと派生データの両方が含まれ得るものと考えております。
67	個人	データ編	第7-2 データ創出型契約のモデル契約書案 第11条(秘密保持義務) 意見: 第1項中「(…。ただし、相手方データは本条における「秘密情報」には含まれない。)」の部分は「(…。ただし、対象データ及び派生データは本条における「秘密情報」には含まれない。)」とすべきである。 理由: 相手方データだけではなく、自分の手元にある対象データも含めた対象データが同様本契約の中全体で規定されているので、秘密保持条項から除外すべきだから。また、派生データも同様であるから。	データ編第7-2データ創出型契約のモデル契約書案における「相手方データ」には、相手方が利用権限を有する対象データと派生データの両方が含まれ得るものと考えております。
68	個人	データ編	第7-2 データ創出型契約のモデル契約書案 第11条(秘密保持義務) 意見: 第3項で「前項に定める目的のために」とあるのは、たとえば「本契約の履行のために」といった修正をすべきである。 理由: 第2項に目的の記載が見当たらないため。	ご指摘を踏まえ、データ編第7-2データ創出型契約のモデル契約書案第11条第3項を、以下のとおり修正しました。 「被開示者は、本契約の履行のために必要な範囲内に限り、本条第1項に基づく秘密保持義務を遵守させることを前提に、自らの役職員または法律上守秘義務を負った自らの弁護士、会計士、税理士等に対して秘密情報を開示することができる。」
69	個人	データ編	第7-2 データ創出型契約のモデル契約書案 第11条(秘密保持義務) 意見: 解除の後あたりに損害賠償の条項を設け、該当箇所の解説を入れるべきである。 理由: 契約書には損害賠償の条項を設けるのが通常であり、また契約違反に対する抑止力として重要であり、ガイドラインにも示すべきだから。	契約違反があった場合には損害賠償請求できるという明示の条項がなくとも、法令にしたがい債務不履行に基づく損害賠償請求が可能であり、本ガイドラインでは条項例として特に取り上げておりません。ただし、事案に応じて損害賠償に関する条項を定めることを排除するものでないことはもちろんです。
70	個人	データ編	第7-2 データ創出型契約のモデル契約書案 第16条(契約終了時のデータの取扱い) 意見: 第2項中に「本契約終了後も」という言葉を挿入すべきである。 理由: タイトルには「契約終了時」とあるが、第2項本文中には示されておらず、どの場面の取扱いを示しているのか、わからないため。	データ編第7-2データ創出型契約のモデル契約書案第16条は、第1項において「本契約が終了したとき」の「廃棄または消去」について定めており、同条第2項は、第1項を前提として、「廃棄または消去」義務を負うデータ以外のデータの利用権限について定めるものです。このように、第2項は「本契約が終了したとき」についての定めであり、そのことは条文上も明らかであると考えております。
データ編 別添2 作業部会で取り上げたユースケースの紹介				
71	業界団体	データ編	データ編のユースケースの位置づけについて説明を加えていただきたい。ケースの紹介はヒアリング等での要望に沿ったものであることは理解できるが、仮想のケースに対し一義的な解説をすることで、「このケースではこのようにしか契約を締結することができない」という認識が広まってしまう可能性もあるのではないかと懸念も有する。データに関する契約は当事者間で自由な方法で交渉できることが原則であり、取り上げられたケースに関しても異なる取り決めをすることや、異なる法的たてつけをとることが可能であることは担保されることが必要と思料する。ユースケースの内容はあくまで一例であり、同様の事案であっても異なる契約形態、異なる法的建付けをとることがあり得るという点について追記いただきたい。	データ編別添2のユースケースは、作業部会で取り上げたユースケースについて、内容を抽象化しつつ検討すべき論点や考え方を、データ契約を締結しようとする当事者の参考として示したのですが、ご指摘のとおり、具体的事情に応じて検討すべき論点やそれに対する考え方は異なるものであり、実際の契約に当たっては個別事案に応じて検討することが重要です。

72	企業	データ編	<p>別添2 ユースケース3</p> <p>個人情報の「共同利用」という観点から検討の視点が記載されておりますが、これを個人情報の「共同利用」でなく、例えば、単に、ビジネス上の情報や「匿名加工情報」、「統計情報」であれば、当然、個人情報保護法上の手当は不要となり、残された問題は、生データを提供したユーザーとの契約において、「データの利用目的の範囲内か否か」になる、と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>個人情報保護法の対象となる「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、同法2条1項各号のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>「統計情報」については、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、「個人に関する情報」に該当するものではないため、同法の規制の対象外となると承知しております（個人情報保護委員会「個人情報保護法ガイドライン（匿名加工情報編）」（平成28年11月（平成29年3月一部改正））4頁）。</p> <p>他方、「匿名加工情報」（個人情報保護法2条9項）については、本人の同意を要することなく第三者に提供することができますが、同法の規制の対象外となるわけではなく、同法第四章第二節（匿名加工情報取扱事業者等の義務）に従った取扱い等の義務を負うと承知しております。</p>
73	弁護士	データ編	<p>別添2 ユースケース5</p> <p>意見： 相談事項1の検討の視点(2)の末尾に以下の文章を追加することを提案致します。 「但し、当該データが特定の個人を識別できない場合には、「個人データ」には該当しないことになるし、識別できる場合でも所定の匿名加工の処理を行えば第三者提供が可能である。」</p> <p>理由： 「包括的な同意を取得すること」だけが第三者提供への対応ではないので。</p>	<p>ご指摘の箇所の直前で「このため、『個人データ』の利用・第三者提供に関して、Yの同意を取得する等の対応を検討する必要がある。」と記載しているように、個人データの第三者提供を行うための方法を同意取得のみに限定する趣旨ではございません。</p>
74	弁護士	データ編	<p>別添2 ユースケース5</p> <p>相談事項3の検討の視点は、基本的に、データの提供者というより、利用者の視点で書かれていように思われますので、以下の変更案を提案します。</p> <p>●変更箇所「なお、データ提供者がこのような提供データの品質について一切保証しない旨の規定を契約書で定めたとしても、データ提供者の故意または重大な過失により提供データの品質に問題があったような場合にまで、データ提供者が提供データの品質について責任を負わないとされるのは合理的ではない。」</p> <p>●変更案「なお、データ提供者がこのような提供データの品質について一切保証しない旨の規定を契約書で定めた場合には、原則としてその規定は有効であるが、データ提供者の故意または重大な過失により提供データの品質に問題があった場合には、データ提供者が提供データの品質について責任を負う可能性があるだろう。」</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました（データ編別添2ユースケース5相談事項3）。</p> <p>「なお、データ提供者がこのような提供データの品質について一切保証しない旨の規定を契約書で定めた場合、原則としてその規定は有効であると考えられるが、データ提供者の故意または重大な過失により提供データの品質に問題があったような場合には、データ提供者は責任を負う可能性があると考えられる（本ガイドライン（データ編）第4-2-(2)参照）」</p>

通番	属性	パート	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
AI編 全体				
75	業界団体	AI編	AI技術に関連するデータ利用の方向性や契約に関する問題意識等、ガイドラインの内容については概ね同意する。また、従前の議論と比較して、AIの技術的な特徴等についても、踏み込んだ解説がなされており、この点についても評価できる。「AI」に確立した定義は存在しない現状においては、一定程度有効に機能することが期待される。	本ガイドライン(AI編)の趣旨に賛成のご意見として承りました。
76	企業	AI編	AI技術の特性が十分理解されていないことや法律が追い付いていないために、ユーザとベンダ間で成果物の性能保証、権利関係や責任問題についての条件が整合できず、技術開発が停滞する可能性があることを指摘し、このような契約ガイドラインを作成されたことは意義があることと思います。 本ガイドラインが活用されることにより、ユーザとベンダの双方の利益につながり、かつ、AI技術開発の発展に寄与することを望みます。	本ガイドライン(AI編)の趣旨に賛成のご意見として承りました。
77	業界団体	AI編	今回のガイドラインでは、主として、ディープラーニングを前提としたモジュールの開発を対象とした説明がなされている。しかしながら、現状(および今後)のAI開発においては、異なる機械学習の手法を組み合わせたり、従来の統計モデルと組み合わせることで推論の精度を高めるような手法が一般的になるものと思われる。このような点については、今後の技術の潮流等に合わせ、適宜、修正を加えていく必要がある。	ご指摘のとおりAI技術は日々進歩している状況であり、その進歩に応じて、今後の改訂の要否を検討して参ります(AI編第8参照)。
78	企業	AI編	AI業界においては中小企業・ベンチャーが多いため下請法が適用される場合が少なくないと想定されるため、ガイドラインにおける下請法への言及を踏まえて、「知的財産権の譲渡・移転料金に関して、業務の対価に含まれる」というような定型文言だけでなく、下請法の趣旨に配慮したモデル条項もご検討いただきたい。	本ガイドラインでは、特に大企業と中小企業との間の契約を念頭に置いて、下請法上の問題についても言及することとしております。今後も、中小企業との間の契約も想定したガイドラインのあり方につき、必要に応じて検討して参ります。
79	業界団体	AI編	ガイドラインは法的拘束力を持たない参考資料との理解ですので、読者の誤解を避けるため、データ編と同様に、総論のどこかに「契約の自由を制約するものではない」旨の注意的記載を入れてはどうか。	ご指摘を踏まえ、AI編に以下の記述を追加致しました(AI編第1-1)。 「 <u>なお、本ガイドライン(AI編)は、契約についての基本的な考え方を提示するものにすぎず、何ら法的な拘束力を有するものではなく、また、当事者の契約の自由を何ら制約するものではないことを念のため付言する。</u> 」
80	業界団体	AI編	ガイドラインAI編においては、知的財産権による保護の可能性についての言及が少なく、より具体的に知的財産権による保護の可能性についての言及を行うべきである。 1. ノウハウとは、ガイドラインAI編16～17ページにて、データの取得、選択、ラベル付、パラメータ調整についての知見、技術であると例示説明されている。これらは方法の発明の対象となり得る点について言及すべきである。 2. オープン&クローズ戦略においては、コア技術をノウハウとして保護する方法もあり、ノウハウを知的財産権の対象とならない成果物と扱ってしまうことは適切ではない。ノウハウについても知的財産権法上の保護が及ぶ可能性についても言及すべきである。 3. 学習プログラムにも、一定の要件を満たせば著作権法または特許法上の保護が及ぶ可能性についても言及すべきである。 4. ガイドラインAI編の63ページで、契約における考慮要素として説明されるAI生成物について、著作物としての言及はあるものの、特許権や意匠権の対象ともなり得ることが指摘されていない。特に、出力された形状がそのまま権利になり得る意匠権は特許権以上に成立しやすいため、考慮すべき要素として記載しておくことが望ましい。 5. ガイドライン中の「AI生成物」の項目に、契約において取り決めることが望ましいと述べるだけでなく、学習済モデルのユーザが現行の著作権法上でも著作者になり得る点を注記してもよいのではないかと。 ただし、現状としてAI技術(データを含む)を包括的に知的財産権により保護することが困難であるという認識については、同意するものであり、今後、これらの技術を知的財産権法上の権利として保護するための議論を進めて行くことも重要である。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正致しました。 AI編第2-3-(2)⑤ 「ノウハウ」の記述として、「 <u>なお、これらのノウハウは、特許法上の発明の対象となる場合もあるであろう</u> 」と追記しました。 AI編第3-3-(1)③ 「ノウハウ」の記述として、「 <u>管理されているノウハウの一部には、営業秘密として不正競争防止法上の保護が及ぶ場合や、また、特許法上の発明に該当する場合もあるであろう。</u> 」と追記しました。 AI編第5-3-(4) 脚注53として、「 <u>なお、AI生成物は、著作権法上の著作物だけでなく、特許法上の各種発明に該当する場合(たとえば、マテリアルズ・インフォマティクスにより発見された新物質は「物の発明」としての保護を受ける可能性がある。)や、意匠法上の意匠に該当する場合も想定される(たとえば、3Dプリンタによる出力物が想定される。)</u> 」旨を追記しました。 その他、AIに関する知的財産権による保護の可能性については、引き続き議論の蓄積等を注視し、今後の改訂の要否を検討して参ります。

81	企業	AI編	<p>学習済モデルが著作権、特許で守られるかどうかについて、ガイドライン本文またはモデル条項において、もう少し議論の紹介やコメントを深めていただきたい。</p> <p>学習済モデルの構成部分の学習済パラメータについて、ガイドライン案P28の「b知的財産権の対象とならない場合」の部分において、知的財産権の対象とならないものの例で「学習済パラメータ」が記載されている。学習済パラメータとプログラムを一体とした学習済モデル全体が、著作権や特許等による保護の対象となるかどうか等その詳細な取扱いを含めて明示してほしい。</p> <p>また、学習済モデル自体は、プログラム(AI)が生み出したものであるが、その元のプログラムを作った人間には著作権が発生する可能性もあるので、その部分にも検討、言及してほしい。</p>	<p>本ガイドライン(AI編)は、AI技術を利用したソフトウェアの開発・利用契約を締結する際の契約上の主な課題や論点等を示すものであって、著作権法、特許法等の個別の法令について新たな解釈を示すことを目的とするものではありませんが、AI技術を巡る知的財産権のあり方は契約を検討するに当たっても重要な問題ですので、引き続き議論の蓄積等を注視し、今後の改訂の要否を検討して参ります。</p>
82	企業	AI編	<p>ノウハウの権利に関して、契約当事者に委ねるに留めず、モデル条項を明示すべきではないか。不正競争防止法上の営業秘密に該当するノウハウだけでなく、特に不正競争防止法上の営業秘密に該当しないノウハウについても、契約によってしっかり守られるよう、ガイドライン本文や契約モデルに「営業秘密に該当しないノウハウ」をテーマとして記載し、当該ノウハウを契約によって保護する方向性を示して欲しい。</p> <p>また、前提として、「営業秘密」を知的財産権として扱うのか、含まれないのか、やや分りにくい表現になっているように思える。ガイドライン案P28では、知的財産権の対象とならない場合に営業秘密について言及されているため、知的財産権と営業秘密を区別している形に見える。そして同P83の第2条(定義)において、知的財産権が知的財産(第2条3)として定義され、営業秘密を含まないと見える。</p>	<p>AI開発・利用に関連して問題となるノウハウの契約上の保護のあり方については、貴重なご意見として、今後の改訂の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、営業秘密は「知的財産」には含まれ得るものの(AI編第7-5PoC段階の導入検証契約書のモデル契約書第2条3。なお、知的財産基本法2条1項)、営業秘密について直ちに「知的財産権」が成立するとの前提には立っておりません。</p>
83	企業	AI編	<p>現行法上、学習用データセット作成・加工およびその結果については「データベースの著作物」に該当しない可能性がある。加工そのもののノウハウ・技術・道具等が「プログラム著作物」に該当しない場合は著作権法上の保護は受けられなくなるため、データセット作成・加工のノウハウについて、契約中で守られるよう、ガイドライン本文またはモデル条項において何らかの配慮をすべきではないか。</p>	<p>AI開発・利用に関連して問題となるノウハウの契約上の保護のあり方については、貴重なご意見として、今後の改訂の参考とさせていただきます。</p>
84	業界団体	AI編	<p>ユーザ提供データについて、生データや加工データでも他者の生命、身体、財産、または権利侵害を及ぼす場合や政治利用のリスクも留意する必要がある。AIの倫理的な側面への言及は必要である。</p>	<p>貴重なご意見として、今後の改訂における参考とさせていただきます。</p>
85	企業	AI編	<p>意見： AI編の目的では対象をAI技術としているが、全項目を通してソフトウェアのみを対象としている記述に見える。下記に示すようなソフトウェア以外の項目もAI技術・ノウハウとして対象になると言う言及する必要はないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロジック ・ハードウェアを含むアーキテクチャ ・学習方法 ・パラメータチューニング方法 <p>理由： AIを導入する場合、ソフトウェアとしてではなく、システムとして導入する事例が増えている。システム開発の場合、各フェーズを分業して発注することが考えられ、事例によっては最終成果物がソフトウェアではなく、専用ハードウェアを含んだシステムとなることも想定される。</p>	<p>本ガイドライン(AI編)は、AI技術を利用するソフトウェアの開発・利用に関する契約の基本的な考え方を示したものです。学習済みモデルを組み込んだハードウェアの開発となる場合には、それにより製造事業者等が製造物責任法に基づく責任を負いうるという違いはあるものの(AI編第3-4-(3)-(3))、そのソフトウェア部分の開発については、基本的には本ガイドラインの考え方が妥当することが多いと考えられます。</p>
86	企業	AI編	<p>ガイドライン案P4等など性能保証は一般的に困難であるとの言及はあるものの、精度・KPI達成を支払条件とする保証に関連する記載が認められる。これは合理的な面もあるが、AI技術の発展を考えると、安易にユーザが採用しないような懸念点を示すことを検討いただきたい。すなわち、モデルに関し一定の精度保証や成果完成を契約として拘束すると、その一時の条件達成のみに業務が傾注する可能性があり、本来あるべきモデルや良いモデル(将来に活用できるようにロバストネスのあるモデル)が作れなくなる可能性がある。これは作成するベンダにとっても、一時的な達成を評価してしまうユーザーにとっても、AI業界・社会にとってもメリットにならないため、精度・KPI達成を支払条件とすることに関して、安易なKPI設定になってしまう場合のデメリットや懸念点は記載すべきである。</p>	<p>AI技術を用いたソフトウェアの開発では、一般に、ベンダによる性能保証が困難であるとの技術特性がありますが、契約上は、対価の支払いを一定の結果やKPIの達成にかからせることなどにより、ベンダに対して一定の結果の達成にインセンティブを与えることは考えられます(AI編第3-4-(3)-(4))。KPIの設定に当たっては、個別の事案に応じ、ベンダに対する適切なインセンティブとなるような指標を設定することが重要であると思われれます。</p>

87	弁護士	AI編	<p>受託開発に誘導することは極めてトラブルを誘発することになりかねず大きく間違っている。近時、いくつかのAIスタートアップにおいても受託開発としてのモデルを回避する方向性も出てきており、そもそも、受託開発をモデル契約とすることは、反対であり、モデル契約部分はすべての削除すべきである。整理されている法的内容についてはよいものの、そもそも受託開発にしてしまうことが正しい方向性なのかの議論が不十分である様に思われる。</p> <p>また、そもそも、データを保有する1社とベンダ1社との間で、開発することを前提としている契約と思われるが、それでは学習用データの収集が不十分であることが多く、これからデータの収集を改めて継続して行う必要がある場合のデータを集めるユーザー側の責任はどうするのか。ユーザーのデータの集め方に問題があることも発生する可能性も高く、データに問題があることを立証することが難しい場合もある。一般条項的なモデル契約を策定することで、ベンダーがもっと交渉上不利になるリスクについて検討したうえで、そもそもガイドラインとして出すべきなのか否かについてもご議論いただきたいモデル契約を提示するのは時期尚早であると考えます。</p>	<p>貴重なご意見として、参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本ガイドライン(AI編)は、AI技術の開発・利用を巡る権利や責任などの法律関係が未だ不明確であり、それゆえ当事者間の契約によってそれらの分担を定めておく必要性が高いものの、契約実務の集積が乏しく、また、そもそもAI技術の特性等を巡る当事者間の認識・理解のギャップがあること等により、契約締結が進まないおそれがあることから、AI技術を使用した開発・利用契約を念頭に、契約上の主な課題や論点、契約条項例、条項作成時の考慮要素等を示したものです。本ガイドラインは、モデル条項を含め、契約で定めておくべき事項等をあくまで参考として示したものであり、何ら当事者にこれを強制するものではありません。実際の契約に当たっては、本ガイドラインを参照しつつも、個別事案に応じて契約を検討することが期待されます。</p>
88	個人	AI編	<p>本ガイドライン全体に言えることですが、PoCをクリアして事業展開を行う段階を前提としているように読めます。しかし、PoC段階で期待通りの成果が出ない場合も頻繁に起こっており、かかる場合の対応策についても示していただけるとより有益なものになると思います。</p> <p>たとえば、IOTやAIに知見が無い大手企業が、ベンチャーと提携してデータ創出に向けたPoCを行うならば、当該大手企業がPoCに要する費用を負担し、且つ当該企業が有するサプライチェーンから得られた情報(サプライヤー・顧客先にセンサーを設置してもらい、当該センサーを通じて得られた「生データ」を含む)を提供し、これらをもとにベンチャー主導で新規データを創出していくことが多いです。しかし、PoCが失敗に終わったとしても、大手企業が提供したデータや、「失敗に終わった成果」をもとに、提携していたベンチャーが、単独で乃至新たな提携先と共にデータ創出に成功し、最終的に事業化してしまう可能性があります。かかる場合に、ベンチャーが事業化に成功して得られた収益の一部を、上記大手企業に享受させることができないかといった点等です。</p>	<p>貴重なご意見として、今後の改訂の参考とさせていただきます。なお、PoC段階の導入検証契約書において、契約終了時の対象データのユーザーへの破棄・返還や、検証遂行過程で生じた知的財産権の帰属について定めておくことはもちろん考えられますし(AI編第7-5PoC段階の導入検証契約書のモデル契約書案第13条第5項、第16条、第17条参照)、事案に応じて「失敗に終わった成果」の利用条件について細やかに定めておくことは考えられます。</p>
89	個人	AI編	<p>PoCが成功し、ベンチャーとの事業提携の形で事業化に進んだとしても、事業化のコアとなる成果物をベンチャーが単独ないし第三者と組んで改良し、この「改良成果」をもとに事業を並行して展開していく可能性も考えられます。かかる場合、当該ベンチャーと先行して事業展開をしていた大手企業は、「改良成果」による事業でベンチャーが得た収益の一部を享受できるのか、もしくはベンチャーとの事業提携契約において競業禁止義務を定めることで対応すべきなのか。それぞれの方法には制約があるはずですので、この制約を本ガイドライン上で示すことが、ベンチャーと提携する企業にとって有益ではないかと考えます。</p>	<p>貴重なご意見として、今後の改訂の参考とさせていただきます。</p>
90	企業	AI編	<p>ユーザが、ベンダーのAIによって導き出された成果によってもたらされる新ビジネスを予測するのは難しい。そのため、データ提供時点で契約内容を全て決定してしまうスキームの事例だけではなく、当該新ビジネスが生まれたときにあらためて契約内容を検討できるスキームの事例があっても良いと思われる。</p>	<p>貴重なご意見として、今後の改訂における参考とさせていただきます。</p>
AI編 第2 AI技術の解説				
91	業界団体	AI編	<p>第2-1 基本的概念の説明</p> <p>AIはロジックや適用分野による差異がある。テキスト、音声、画像、計測機器等で収集される数値データの性質により、処理する出力結果で扱いが異なり留意することが必要である。</p>	<p>貴重なご意見として、今後の改訂における参考とさせていただきます。</p>
92	業界団体	AI編	<p>第2-3-(2) 学習段階の各要素</p> <p>同②学習用データセットに関し、「付加データには、生成される学習済みモデルの内容・品質に大きな影響を及ぼす」とありますが、生データがどのようなものであるかは付加データ以上に学習済みモデルの内容・品質に大きな影響を及ぼします。したがって、例えば「一般的に生データは、生成される学習済みモデルの内容・品質に大きな影響を及ぼす」と明記することが納得性を高めると考えられます。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました(AI編第2-3-(2)-②)。</p> <p>「そのような付加データには、<u>生データと同様に</u>、生成される学習済みモデルの内容・品質に大きな影響を及ぼす一方、生データから独立した形式ではその用をなさないという性質がある。」</p>

93	業界団体	AI編	第2-3-(2) 学習段階の各要素 同⑤ノウハウに関し、「学習に適した生データ加工のノウハウについてはベンダ側が有していることが一般的である」との記載があります。しかし、アノテーションを行う場合にはユーザ側の業務ノウハウを必要とする場合も少なくありません。このため、「学習に適した生データ加工のノウハウについてはベンダ側が有している場合もあるし、ユーザ側が有している場合もある。たとえば、(略)場合もある。またたとえば生データに正解情報を付与する場合にあたりユーザの業務ノウハウを必要とする場合もある。前者の例のような知見がある場合、通常、ベンダが有するノウハウと言えるであろうし、後者の例のような知見がある場合は、ユーザが有するノウハウと言えるであろう。」などと併記することが理解しやすさを高めると思われます。”	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました(AI編第2-3-(2)-(5))。 「学習に適した生データ加工のノウハウについてはベンダ側が有していることが一般的である。たとえば、画像処理に関する学習を行う場合に画像に対してどのようなラベル付けを行えば学習をし易いのかということは、画像処理に関する学習を行った経験を有するベンダであれば、ある程度推測が可能な場合もある。このような知見がある場合、通常、ベンダが有するノウハウといえるだろう。 他方、生データ加工のノウハウについては、ユーザ側が有していることも想定されるところである。たとえば、生データにラベル情報(正解データ)を付与する場合にあたりユーザの業務ノウハウを必要とする場合もあるであろう。」
94	業界団体	AI編	第2-3-(4) 学習段階および利用段階の関与者 同②ユーザに関し、「対価を支払って」とあります。有償の契約に限定するように読めますが、本ガイドライン(AI編)は無償(ユーザとベンダが互いに費用を持ち寄る共同研究など)でも参考になると考えられることから、この部分の記載は不要ではないでしょうか。	本ガイドライン(AI編)では、基本的には、有償での開発・利用契約を想定しております。もちろん、ご指摘のような無償での契約においても、十分に参考にしていただけるものと考えております。
95	業界団体	AI編	第2-3-(4) 学習段階および利用段階の関与者 同②ユーザに関し、「AI技術を利用したソフトウェアの開発は、ユーザの事業に適用することを目的とすることから、学習に利用するデータについてはユーザが提供することも多い(このデータにユーザのノウハウが反映されている場合もある。)」とあります。しかし実際には、学習に利用するデータ(生データ)をユーザが提供するだけでなく、学習用データ作成やAI技術適用範囲の決定にもユーザが大きく関わる場合も少なくありません。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました(AI編第2-3-(4)-(2))。 「なお、AI技術を利用したソフトウェアの開発は、ユーザの事業に適用することを目的とすることから、生データや学習用データセット等の学習に利用するデータについてはユーザが提供する場合が一般的であり、その生成にユーザが重要な役割を果たす場合も少なくない(このデータにユーザのノウハウが反映されている場合もある。)」
96	企業	AI編	第2-4-(1) 従来型のソフトウェア開発と比較した特徴 「事後的な検証等が困難であること」を前提としているが、実際に実務を行っている現場の意見では「アノテーションに間違いがあった」「データの管理方法が適切ではなかった」など、学習済みモデルの不具合が解析できる場合が多々あります。よって、「学習済みモデルによる推論結果が期待された精度を達成しない場合、学習用データセットの品質(性質)の問題であるのか、人為的に設定されたパラメータ(ハイパーパラメータ)の問題であるのか、あるいは、実行されたプログラムにバグがあるのか等の原因の切り分けが、現時点の技術水準においては、困難である」との記載(ガイドライン案P.19)については、「他方、学習済みモデルの不具合が学習用データセットのアノテーションの間違いに起因している、データの管理方法が適切ではなかったことが原因である、など原因が特定できる場合もある。」といった内容の注を付記していただければと考えます。	ご指摘を踏まえ、以下の記述を追記致しました(AI編第2-4-(1)脚注19)。 「もっとも、具体的な事案によっては、たとえば、学習済みモデルの精度不足が、学習用データセットのアノテーションの間違いに起因していることや、データの管理方法が適切ではなかったこと等の原因が特定できる場合もある。」
AI編 第3 基本的な考え方				
97	業界団体	AI編	第3-2-(2) 当事者間で問題が生じうる事項 開発したAI技術を利用したソフトウェアの性質に関し、ソフトウェアの品質だけでなくデータの質や内容によって成果物のイメージが異なるリスクは高い。AIに関する品質についてはより詳細な検討と定義が必要である。	当事者間で成果物のイメージが異なることによる問題の発生を回避するためには、ユーザとベンダの認識の緊密なすり合わせと契約による合意が重要であると考えております(AI編第3-2-(2))。
98	業界団体	AI編	第3-3-(2) 権利帰属・利用条件の設定 ②取決めにおける考慮要素のうちa 一般的な考慮要素として、「その対象となるデータやプログラムの生成・作成に寄与した程度(寄与度)を主たる基準として判断されることが一般的であると考えられる」とあります。しかし、データ編 第5-2-(4)-②には、①各当事者の寄与度、②かかる労力および必要となる専門知識の重要性、③利用により当事者が受けるリスク等が考慮要素となるとあります。このため、両者の記載を揃える・引用することが正確性・納得性を高めると思われます。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました(AI編第3-3-(2)-②-a)。 「このような、「権利帰属」や「利用条件」の設定については、その対象となるデータやプログラムの生成・作成に寄与した程度(寄与度)、これに要する労力や、必要な専門知識の重要性、データやプログラムの利用により当事者が受けるリスク等を主たる基準として判断されることが一般的であると考えられる(本ガイドライン(データ編)第5-2-(4)参照)」

99	企業	AI編	<p>第3-3-(2) 権利帰属・利用条件の設定</p> <p>②取決めにおける考慮要素のうちC「利用条件について」に関し、開発後において、ベンダの一定期間の目的外利用を禁止するのであれば、イノベーションを阻害しないためにも「目的」の意義を広く解せるようなガイドラインを提示すべきではないか。例えば、契約等の直接の目的だけでなく、自社内での研究開発目的、教育目的は「目的外」でなく、ベンダとして事業を維持・発展させていただくために必要となるため「目的」に含めるような議論を提示いただきたい。</p>	<p>契約締結に際して、データの利用目的等の利用条件を設定することは重要であると考えております(AI編第3-3-(2)-②-c)。ご指摘いただいたような社内での研究開発や教育の目的でベンダが利用したい場合に、その旨を契約に定めて明確化することはもちろん可能と考えております。</p>
100	業界団体	AI編	<p>第3-3-(2) 権利帰属・利用条件の設定</p> <p>意見： ②取決めにおける考慮要素のうちc「利用条件について」に関し、下記修正案への修正をお願いしたい。 ＜修正案＞ 「データやノウハウは、生成された学習済みモデルにおいては、一般的に、痕跡が残りにくく、学習済みモデルの第三者への提供等によって必ずしも生データや元のノウハウの秘密性が失われるものではない。ユーザー側の懸念が生データや元のノウハウの秘密性の喪失に依拠する場合は当該懸念に配慮した合意や協議ができれば、ユーザー側の懸念が払拭されることも少なくないと思われる」</p> <p>理由： ユーザー側の懸念は生データや元のノウハウの秘密性の喪失以外にも存在するため。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下の記述を追記しました(AI編第3-3-(2)-②-c)。</p> <p>「このように、ユーザー側の懸念が生データや元のノウハウの秘密性の喪失に依拠する場合は当該懸念に配慮した合意や協議ができれば、ユーザー側の懸念が払拭されることも少なくないと思われる。」</p>
101	業界団体	AI編	<p>第3-4-(1) 責任に関する整理</p> <p>「故意・過失等の帰責性や因果関係が不明であることが少なくない」との記載については、「AI技術の特性」から帰責性と因果関係が判断できない、ということが論拠と思われるが、これを所与の前提としてよいのか疑問。前提となると、ユーザーが契約締結を躊躇することが懸念される。帰責性と因果関係が判断できないケースと判断できるケースとを併記すべきではないか。</p>	<p>学習済みモデルの開発や利用に関する債務不履行責任に関しては、AI技術の特性上、学習済みモデルの事後的な検証等が困難であることが多く、故意・過失等の帰責性や因果関係が不明であることが少なくないと考えられます。もっとも、事案によっては、帰責性と因果関係が明らかになる場合ももちろんあり得るところであり、ご指摘の箇所はそうした場合の存在を否定するものではありません。</p>
102	業界団体	AI編	<p>第3-4-(3) 学習済みモデルの利用</p> <p>④契約における取決めに関し、「AI技術の特性から直ちに契約条件が導かれるわけでもない」ことは確かであり、ユーザー側とベンダ側、双方合意の下で契約が成立することから、「ベンダにインセンティブを与える」だけでなく、支払い条件のバリエーションによりユーザー側とベンダ側両方のバランスをとる等の記載に修正をお願いしたい。</p>	<p>ご指摘も踏まえ、以下のとおり記述を修正しました(AI編第3-4-(3)-④)。</p> <p>「もっとも、責任の分配については、<u>開発段階と同様に</u>、①学習済みモデルの内容・性能等が契約締結時に不明瞭な場合が多いこと、②その内容・性能等が学習用データセットに依存する等のAI技術の特性から、ベンダの側で、学習済みモデルの誤りに関して責任を負うことが困難であることが少なくない点に留意すべきである。特に、<u>利用段階においては、ユーザーが学習済みモデルに入力するデータについては、ベンダのコントロールが及ばず、ベンダが学習済みモデルの挙動について責任を負うことがより困難な場合もあるであろう。</u></p> <p>ただし、このようなAI技術の特性から直ちに契約条件が導かれるわけでもない。学習済みモデルの生成やこれを利用したサービスの対価の支払いを一定の結果やKPIの達成にかからせる方法等の支払条件のバリエーションにより、ベンダに対して一定の結果の達成にインセンティブを与えるとユーザーのバランスを取るとの方法も考えられる。」</p>

AI編 第4 AI技術を利用したソフトウェアの開発契約				
103	個人	AI編	<p>第4-3-(1) ソフトウェアの一般的な開発方式</p> <p>アジャイル型等の非ウォーターフォール型の定義等は、7年前の(1)IPA「非ウォーターフォール型開発WG活動報告書」(2011)ではなく、以下のように、最新のPMI「プロジェクトマネジメント知識体系ガイド(PMBOKガイド)第6版、アジャイル実務ガイド(日本語版)」セット(2017)の定義にすべきである。</p> <p>「一般的にソフトウェアの開発ライフサイクルは、(1)ウォーターフォール型(予測型)と、(2)非ウォーターフォール型(反復型、漸進型、アジャイル型)に分類される。」</p> <p>「そこで、本ガイドライン(AI編)では、開発プロセスを別個独立した複数の段階に分けて探索的に開発を行う「探索的段階型」(反復型、漸進型、アジャイル型)の開発ライフサイクルを採用することを提唱する。」</p>	<p>本ガイドラインでは、ソフトウェアの一般的な開発方式を説明するに当たり、一般に用いられている定義の中から「非ウォーターフォール型(プロトタイプ型、スクラム型、アジャイル型)」等の表記を採用しております。</p>
104	業界団体	AI編	<p>第4-3-(3) 各段階の説明</p> <p>開発段階のプロセスとして、アセスメント→PoC→開発→追加学習が定義されているがアセスメントフェーズは構想段階で、検証はPoCで実現可能性を検討するため、PoC起点が良い。アセスメントはPoC→開発→追加学習で随時発生する。</p>	<p>AI技術を利用したソフトウェアの開発プロセスについては、様々な捉え方・整理があり得ると考えております。本ガイドラインでは、その一つの捉え方として、ベンダとユーザーとの間で契約を締結するステップも考慮し、これを①秘密保持契約書等を締結して行うアセスメント段階、②導入検証契約書等を締結して行うPoC段階、③ソフトウェア開発契約書等を締結して行う開発段階、④追加学習段階の4段階に整理したうえで、それぞれ契約上の課題や論点等を検討しています。</p>
105	業界団体	AI編	<p>第4-3-(3) 各段階の説明</p> <p>表に書かれたPoCの概要説明は、目的が抽象的で学習済みモデルのプロトタイプ構築を求めておらず、成果物もプロトタイプとしての学習済みモデルの生成も定義されていないため、ユーザーが望むレベルの学習済みモデルが構築可能か否か、十分な実現性の検証を行う必要があり、PoCの位置付けとしては不十分である。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、表中のPoC段階における成果物を「レポート／学習済みモデル(パイロット版)等」と修正致しました(AI編第4-3-(3))。</p> <p>なお、AI編第7-5に収載したPoC段階の導入検証契約書のモデル契約書では、PoC段階における成果物を学習済みモデルや学習済みパラメータ等とすることも想定した内容になっております。</p>
106	企業	AI編	<p>第4-3-(3) 各段階の説明</p> <p>②PoC段階に関し、ガイドライン案p.44では、「実務上、PoC段階の契約については、対象期間を合意しておくことが重要となる」とあるが、AIは100%の精度を出すのが難しく、目標設定が難しいため、PoC段階では対象期間(検証期間)の合意に加え、契約で目標設定の考え方等について合意するとよいと史料。また具体的な目標設定の考え方や具体例(具体的なケース)をサンプルとして、追加記載すべきと史料。</p>	<p>貴重なご意見として、今後の改訂における参考とさせていただきます。</p>
107	業界団体	AI編	<p>第4-3-(4) ユーザー・ベンダの役割</p> <p>意見: ②ベンダの役割において、「そのため、ベンダが、たとえば、限定された評価用データについて、契約上、一定の性能を有する成果物の完成を約束することも想定できる。」とあるが、下記修正案への修正をお願いしたい。 <修正案> 「そのため、ベンダが、たとえば、限定された評価用データを用いて、契約上規定された各種技術条件のもとで、一定の性能を有する成果物の完成を約束することも一案と考えられる。」</p> <p>理由: 評価用データをもとに行ったアセスメント・PoCの結果をもって、最終的な開発段階での成果物(実データを用いて作成された学習済みモデル)の性能評価を行うことは想定し辛いと考える。一定の成果物(アセスメント・PoC段階)の性能を評価しうるのは、通常、各種技術的条件が満たされた限定的な場合に限られると考えられるため。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、該当箇所の「限定された評価用データ」に以下の脚注を付記しました(AI編第4-3-(4)-②脚注41)。</p> <p>「アセスメント段階やPoC段階においてユーザーからベンダに対して提供されたデータではなく、開発段階において新たに準備された評価用のデータを想定している。」</p>

108	業界団体	AI編	<p>第4-4-(1) 契約の法的性質</p> <p>②学習済みモデル生成の場合に関する脚注で「したがって、その準備は」とありますが、「したがって、評価用データの準備は」と明記する方が読みやすさを高められると思われま。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「したがって、評価用データの準備は」と修正しました(AI編第4-4-(1)脚注43)。</p>
109	業界団体	AI編	<p>第4-4-(2) 契約における交渉のポイントと留意点</p> <p>学習済みパラメータは、学習用データセットから、学習用プログラムによる処理結果として導き出されるものであり、学習用データセットおよびその元である生データと一体のものとして考えることが妥当ではないかと考える。</p>	<p>本ガイドライン(AI編)では、学習済みパラメータについては、生成されたパラメータに現実にはアクセスすることができるベンダに、これを自由に利用し、管理することができる地位が原則としてあることを前提として、ベンダとユーザの間で学習済みパラメータの利用条件を交渉し、契約に定める必要があると考えております(AI編第4-4-(2)-⑤)。</p>
110	業界団体	AI編	<p>第4-4-(2) 契約における交渉のポイントと留意点</p> <p>推論プログラムに関する項目の中に開発済み学習モデルの再利用が記載されているが、学習済みパラメータの項に記載されるべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、再利用モデルの取扱いに関する記載を、「④学習済みモデル」の項に移しました(AI編第4-4-(2))。</p>
111	業界団体	AI編	<p>第4-4-(2) 契約における交渉のポイントと留意点</p> <p>②学習用データセットのb役割の分担に関し、「もともと、学習済みモデルの内容・品質がその基礎となる学習用データの内容・品質に実質的に依存することを考慮すると、学習済みモデルとともに学習用データセットの生成をベンダに委ねることが適切であることが多いであろう。」とあります。しかし、アノテーションを行う場合にはユーザ側の業務ノウハウを必要とする場合も少なくありません。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました(AI編第4-4-(2)-②-b)。</p> <p>「もともと、学習済みモデルの内容・品質がその基礎となる学習用データセットの内容・品質に実質的に依存することを考慮すると、<u>ユーザの協力の下</u>、学習済みモデルとともに学習用データセットの生成をベンダに委ねることが適切であることが多いであろう。」</p>
112	企業	AI編	<p>第4-4-(2) 契約における交渉のポイントと留意点</p> <p>意見： ②学習用データセットのc権利帰属・利用条件に関し、「～これについては当事者間の合意の趣旨によるという他ないが、生データ等の目的外利用禁止の規定には、成果物である学習済みモデルの転用禁止の黙示的合意が含まれていると解される余地がある。したがって、将来の紛争を予防するため、生データ等の利用の目的や範囲を事前に定めておくことが重要となる」とあるが、「転用禁止の黙示的合意が含まれていると解される余地がある。」を削除し、「これについては当事者間の合意の趣旨によるという他なく、将来の紛争を予防するため、生データ等の利用の目的や範囲を事前に定めておくことが重要となる。」との修正を希望します。</p> <p>理由： 交渉事とはいえ、転用禁止の黙示的合意が所与の前提としてとらえられる可能性が高くなり、ベンダー側の開発インセンティブを削ぐ結果となることを懸念するため。</p>	<p>ご指摘の記載は、転用禁止の黙示的合意が常に含まれていると解される旨を意図したものではありませんでしたが、誤解を招かないよう、以下のとおり修正しました(AI編第4-4-(2)-②-c)。</p> <p>「これについては当事者間の合意内容によるという他なく、将来の紛争を予防するため、生データ等の利用の目的や範囲を事前に定めておくことが重要となる。」</p>
113	業界団体	AI編	<p>第4-4-(2) 契約における交渉のポイントと留意点</p> <p>②学習用データセットのc権利帰属・利用条件に関し、「生データの目的外利用禁止の規定には、成果物である学習済みモデルの転用禁止の黙示的合意が含まれると解される余地がある」との記載があります。学習済みモデルのパラメータやこれを組み込んだプログラム等、生データの痕跡が残らないような学習済みモデル全般に転用禁止の黙示的合意が含まれるというのは議論の余地があると考えます。ただ、学習済みモデルの扱いについて合意が必要であることは明らかであり転用禁止の合意が含まれる場合とそうでない場合について、具体的なケースと解釈の提示が望ましいです。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました(AI編第4-4-(2)-②)。</p> <p>「これについては当事者間の合意内容によるという他なく、将来の紛争を予防するため、生データ等の利用の目的や範囲を事前に定めておくことが重要となる」</p>

114	業界団体	AI編	<p>第4-4-(2) 契約における交渉のポイントと留意点</p> <p>②学習用データセットのc権利帰属・利用条件に関し、考慮させるべきポイントの表で、データの性質としては「生データ自体の価値(営業秘密性・希少性)」「学習用データセットの転用可能性」の2つの点が挙げられています。しかし、データ編 第4-2-(1)-②-a派生データでは、「提供データ(元データ)の性質、提供データ(元データ)を取得・収集する際の出費・労力、営業秘密性、提供データ(元データ)の加工・分析・編集・統合等の程度・費用、提供データ(元データ)の全部または一部が復元可能なものとして派生データに含まれているか等を考慮」とあります(これは妥当な列挙だと考えます)。そこで、現在挙げられている2点に追加して、「生データの加工・分析・編集・統合等の程度・費用」「生データの全部または一部が復元可能なものとして学習用データセットに含まれているか」を挙げて記載を揃え、合わせて、データ編 第4-2-(1)-②-aを引用することが正確性・納得性を高めると考えられます。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、表中「データの性質」として「学習用データセットからの生データ復元可能性」を追記しました(AI編第4-4-(2)-②-c)。</p> <p>なお、「生データの加工・分析・編集・統合等の程度・費用」に関しては、「当事者の寄与」として挙げた「生データの処理・加工に投下する費用・労力」等の他の記載の趣旨に含まれているものと考えられます。</p>
115	業界団体	AI編	<p>第4-4-(2) 契約における交渉のポイントと留意点</p> <p>③学習用プログラムの末尾に「(略)ベンダは、(略)という選択をすることになるであろう。」とあります。しかし、契約は双方の当事者の合意に基づいて締結される(一方の当事者だけで決定するものではないので、「(略)ベンダは、(略)という主張をすることになるであろう。」などと修正する方が正確性が高まると考えます。</p>	<p>ご指摘の箇所は、契約締結や交渉に当たってのベンダの一般的な方針として記載したものであり、貴見のご趣旨に特に反するものではないと考えております。</p>
116	業界団体	AI編	<p>第4-4-(2) 契約における交渉のポイントと留意点</p> <p>④学習済みモデルのb提供方法における「判別可能な形式により提供された学習済みモデルからはベンダのノウハウを読み取ることも可能である」という記載について、③学習用プログラム、⑤推論プログラムは別の節に記載があるので、それら以外のプログラム(ソースコード)を指しているとは読み取りにくく、ソースコードであること、どのような働きを持つプログラムのソースコードであるかを明記した方が読者に伝わると考えます。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました(AI編第4-4-(2)-④)。</p> <p>「ベンダからユーザーへの学習済みモデルの提供の方法は、ソースコードを開示する等、判読・二次利用が可能な方法による提供の可否という形で交渉上の課題となる場合がある。」</p>
117	業界団体	AI編	<p>第4-4-(2) 契約における交渉のポイントと留意点</p> <p>⑤学習済みパラメータに関し、「(略)何らの留保なく既に締結され、かつ学習済みパラメータが識読性がある形でベンダからユーザーに提供されている場合には、学習済みパラメータの利用条件が広くユーザーに与えられていると認められる可能性がある」との記載があります。しかし、直前に「学習済みパラメータに現実アクセスすることができるベンダには、これを自由に利用し、管理することができる地位が原則としてある」とあるので、表記を合わせて「(略)何らの留保なく既に締結されている場合には、ベンダからユーザーに提供された学習済みパラメータの識読性の有無に応じて、提供された形での学習済みパラメータの利用条件が広くユーザーに与えられていると認められる可能性がある」などと修正する方が正確であると考えます。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました(AI編第4-4-(2)-⑤)。</p> <p>「ベンダからの学習済みモデルの提供を内容とする契約がその利用方法について何らの留保なく既に締結され、かつ学習済みパラメータが識読性がある形でベンダからユーザーに提供されている場合には、ユーザーによる学習済みパラメータの利用をベンダが認めていると解される可能性がある。」</p>
118	業界団体	AI編	<p>第4-4-(2) 契約における交渉のポイントと留意点</p> <p>⑤学習済みパラメータに関し、「その利用の目的や範囲に一定の制限が置かれるべきときには、そのことを契約上に明記すべきである」との記載があります。しかし、制限が置かれるかどうかは双方の当事者の合意に基づくべきですので、「その利用の目的や範囲に一定の制限が置くことをベンダ側が希望するときには、そのことを契約上に明記するよう主張することが必要である」と修正頂く方が正確であると考えます。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました(AI編第4-4-(2)-⑤)。</p> <p>「たとえば、PoC段階における成果として学習済みモデルが性能評価目的で提供される場合等、その利用の目的や範囲に一定の制限を設けることをベンダが希望するのであれば、そのことを契約上に明示すべきである。」</p>
119	業界団体	AI編	<p>第4-4-(3) 具体例による解説</p> <p>事例4 多数当事者による学習済みモデルの生成において、「まずは各自が投下した費用や労力を考慮して利益の調整を図るのが基本であろう」との記載があります。しかし、データ編 第4-2-(1)-②-a 派生データでは、「提供データ(元データ)の性質、提供データ(元データ)を取得・収集する際の出費・労力、営業秘密性、提供データ(元データ)の加工・分析・編集・統合等の程度・費用、提供データ(元データ)の全部または一部が復元可能なものとして派生データに含まれているか等を考慮」とあります(これは妥当な列挙だと考えます)。そこで、両者の記載を揃え、合わせて、データ編 第4-2-(1)の派生データを引用することが正確性・納得性を高めると考えられます。</p>	<p>AI編第4-4-(3)の事例4は、ベンダが複数の当事者からデータの開示を受けて学習済みモデルを生成する場合において、ベンダを含む複数当事者間の利益調整をどのように図るかにつき述べたものです。利益調整に当たっては、各自が投下した費用や労力が考慮されるのが基本と考えられますが、必ずしもこれに限られませんので、「この場合、まずは各自が投下した費用や労力等を考慮して利益の調整を図るのが基本であろう」と修正致しました。</p>

AI編 第5 AI技術の利用契約				
120	業界団体	AI編	<p>第5-3-(4) AI生成物</p> <p>意見: AI生成物について「著作権の対象」のみ想定されているが、AI成果物が、特許権の対象となるモノ、方法、製造方法を示唆することもあり得る。その場合の権利帰属についても、言及すべきではないか。例えば、最後の文章において、「当該AI成果物が、著作物と同様の外観を有する場合」の部分に特許権の対象を構成する場合も例に加えてはどうか。その際、当事者の寄与度、データの性質に加えて、利用者の円滑な事業推進を考慮すべきであると考えます。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下の脚注を追記しました(AI編第5-3-(4)脚注53)。</p> <p>「なお、AI生成物は、著作権法上の著作物だけでなく、特許法上の各種発明に該当する場合(たとえば、マテリアルズ・インフォマティクスにより発見された新物質は「物の発明」としての保護を受ける可能性がある。)や、意匠法上の意匠に該当する場合も想定される(たとえば、3Dプリンタによる出力物が想定される。)」</p>
AI編 第7 本モデル契約について				
121	弁護士	AI編	<p>第7 本モデル契約について</p> <p>削除は難しいにしても、AIの開発契約は、まだまだ実務が固まっているわけではなく、ソフトウェア開発契約の従来のソフトウェア開発契約のモデル契約と異なり、モデルとして提示するのは時期尚早であり、ソフトウェア開発委託基本契約の従来の条項案を踏襲したり、一般的な条項を踏襲するのが正しいとは思われない。したがって、「サンプル」契約としての表現を用いるべきである。モデル契約との表現はこの考えが一般的とミスリードすることになりかねず、本文の表現を「モデル」契約から「サンプル」契約に改めるべきである。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、本ガイドライン(AI編)は、AI技術の開発・利用を巡る権利や責任などの法律関係が未だ不明確であり、それゆえ当事者間の契約によってそれらの分担を定めておく必要性が高いものの、契約実務の集積が乏しく、また、そもそもAI技術の特性等を巡る当事者間の認識・理解のギャップがあること等により、契約締結が進まないおそれがあることから、特に実務上も一般的であるAI技術の開発契約等念頭に、契約上の主な課題や論点、契約条項例、条項作成時の考慮要素等を示したものです。本ガイドラインは、こうした契約で定めておくべき事項等を参考として示したものであり、何ら当事者にこれを強制するものではありません。実際の契約に当たっては、本ガイドラインを参照しつつも、個別事案に応じて契約を検討することが期待されます。</p>
122	企業	AI編	<p>第7-4 アセスメント段階の秘密保持契約書(モデル契約書)</p> <p>第2条(秘密保持義務) 第2項で「本件検討遂行の目的のために」と限定があるが、イノベーション促進のためにも、ベンダとしては、少なくとも本検討およびその後のPOCや開発等の案件が遂行可能かどうかにつながるような自社研究および自社内教育の目的での秘密情報の利用をある程度、許容することも重要と考えます。そのため、単に本検討遂行目的に限定するのではなく、イノベーションに配慮した秘密情報の利用について第2案を作成し、明示いただきたい。</p>	<p>契約締結に際して、データの利用目的等の利用条件を設定することは重要であると考えております(AI編第3-3-(2)-(2)-c)。</p> <p>なお、ご指摘いただいたような社内での研究開発や教育の目的でベンダが利用したい場合、現時点でモデル契約書の条項例として示すことまでは致しませんが、その旨を契約に定めて明確化することはもちろん可能です。</p>
123	企業	AI編	<p>第7-4 アセスメント段階の秘密保持契約書(モデル契約書)</p> <p>第2条(秘密保持義務) 第2項の開示範囲について、広い知見を活用するには、本件検討遂行のために知る必要のある者は、自己の役員、従業員だけでなく、技術顧問(AI技術の研究者、博士等)がありうるため、このような技術顧問、専門家、再委託先にはベンダ側の責任(同等以上のNDAの締結などを前提として)開示できるものも提示いただきたい。また、秘密保持契約等と同様に、弁護士、公認会計士等の法律上守秘義務を負う者への開示も追記を検討いただきたい。</p>	<p>ご指摘いただいたような者へ開示が必要である場合に、その旨契約で定めて明示的に開示対象者に含めることはもちろん可能と考えております。</p>
124	企業	AI編	<p>第7-4 アセスメント段階の秘密保持契約書(モデル契約書)</p> <p>第6条(知的財産権) 受領者は、アセスメントを実施するときに、開示者から、開示者が本契約で事前に明示的に認めた内容以外の情報についても追加して取得や許諾を受けることがある。そのため「本契約に基づく秘密情報の開示によって、本契約で明示的に認めた内容を除き、受領者は、開示者の秘密情報に関するいかなる権利についても、取得し、また許諾を受けるものではない」と断定すべきではない。実務上、このような追加でのデータ提供は多々あり、提供されることで許諾を受けていると整理することがある。</p>	<p>当事者間の合意等に基づき追加でデータ提供を受けることは可能であり、その際、秘密である旨指定して開示する、または、当事者間で対象データの追加を合意する等により、追加で提供されたデータを秘密保持契約の対象に含めることは可能と考えられます。</p>

125	企業	AI編	<p>第7-4 アセスメント段階の秘密保持契約書(モデル契約書)</p> <p>第6条(知的財産権) 意見: 単独で行った発明等は単独で帰属、共同で行った発明等は共有とする記載に関して、以下を提案する。 修正案1:第6条2項-4項の削除 修正案2:第6条2項-4項を「受領者が、開示者の秘密情報に基づいて発明、考案、意匠の創作等を行った場合は、速やかに開示者に通知し、当事者間で協議の上、取扱い等について決定するものとする。」と変更</p> <p>理由: モデル契約の記載によると、アセスメント段階では学習済みモデル等権利帰属が問題となる知的財産は生じない前提と推察されます。そのような前提にあって、この秘密保持にかかるモデル契約で知的財産権の帰属について特記することに違和感がございます。 知的財産権の帰属に関する条項を記載する場合は、どのようなものが知的財産権に該当する前提か<解説>にて補足を記載いただくことは可能でしょうか。 仮に、学習済みモデルが生じる可能性を踏まえて記述を行う場合、本ガイドライン案本文では、寄与度や有用性を踏まえて帰属や利用権限を設定する旨提案しておりますので(ガイドライン案P.29)、モデル契約で「共同で行った発明等は共有」と従来の固定的な記載をすることは、本ガイドライン案本文の趣旨と乖離してしまうおそれがございます。</p>	<p>ご指摘のとおり、アセスメント段階では権利帰属が問題となるような知的財産権が生じない場合も多いと想定されることから、知的財産権の取扱いについては、【A案】知的財産権の取扱いについて、協議により定めるとする場合、【B案】知的財産権の取扱いについて、発明者主義とする場合の2例を示すことと致しました(AI編第7-4アセスメント段階の秘密保持契約書のモデル契約書案第6条)。</p>
126	企業	AI編	<p>第7-4 アセスメント段階の秘密保持契約書(モデル契約書)</p> <p>第6条(知的財産権) 第3項における知的財産権の単純共有に関し、そもそも、秘密保持契約段階の検討段階においては、知的財産権の発生は確実ではないし、そのようなケースが多いことから、発生した場合に発生したものに依りて協議したり、PoCや開発段階の成果物等と併せて確定すれば足り、少なくとも秘密保持契約書の検討段階において共有とすべきではない。知的財産権の単純共有の場合、特に著作権の共有の場合、自己実施を含めてベンダ側にとって何もできなくなるリスクがある。このように、自社利用・他社への展開が全くできなくなりベンダとしての事業が維持できなくなるという構造的問題を詳細に検討いただき、モデル条項を示していただきたい。 ベンダとしては、必ずしもユーザ固有の情報まで含めて、単にベンダに成果物全ての権利を帰属させるモデル案は現実的ではなく、横展開可能な汎用性ある部分およびベンダが既に保有していた知的財産権について権利留保(第三者の知的財産権は除く)できれば、ベンダとしては十分な場合も多いと想定できる。 また、特許権の単純共有の場合、共同で作った学習済みモデルについて、特許を申請する場合、ユーザ側で申請を進めて請求項内でノウハウが開示されてしまい競合にノウハウが知られてしまうことがベンダとして最大の懸念となる。学習モデルのノウハウの機密性に配慮した特許申請を行う義務・両当事者間で協議・調整する義務を課すガイドライン、モデル条項を明示いただきたい。</p>	<p>ご指摘も踏まえ、AI編第7-4アセスメント段階の秘密保持契約書のモデル契約書案第6条においては、【A案】知的財産権の取扱いについて、協議により定めるとする場合と【B案】知的財産権の取扱いについて、発明者主義とする場合の両案を併記することと致しました。なお、【B案】においては、特許権等がユーザおよびベンダの共有となる場合には、ユーザおよびベンダは、それぞれ相手方の同意なしに、かつ、対価の支払義務を負うことなく、自ら特許権等を実施または行使することができるという条項を提示しております。 ノウハウの機密性に配慮した特許申請等に関する契約条項のあり方については、貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>
127	企業	AI編	<p>第7-5 PoC段階の導入検証契約書(モデル契約書)</p> <p>PoC段階の特殊性に配慮してあるものであり、ベンダの義務(7条)や、知的財産権非侵害の非保証(18条)に関し、PoC段階であることを考慮した規定になっている点は維持していただきたい。 ただ、ガイドライン案P93の解説部分の「レポートを想定しており、かつ自己使用に限っているため、クレームを受けるリスクが低い」という部分は、知財を侵害しているにもかかわらず、見つかからない/自己使用に限ればクレームを減らせるかのよう受け取れるため、理由として不適切ではないか。PoCの場合、本番/実務での利用をしないため、現実的に知財非侵害の保証によるユーザのメリットが小さい、クレームを受けたとしても実利用しておらず利益を得ていないはずであり損害額が低いことが想定されるため、PoCにおける知財非侵害の保証の実益は低いといえるからではないか。</p>	<p>ご指摘も踏まえ、以下のとおり修正しました。</p> <p>AI編第7-5PoC段階の導入検証契約書のモデル契約書案第18条解説 「ベンダは、ベンダ提供物の利用に関して、第三者の知的財産権非侵害を保証しない、としている。これは、本モデル契約におけるベンダ提供物はレポートを想定しており、かつ用途は自己使用に限定され、業務利用は行わないことから、知的財産権非侵害保証によるユーザのメリットが小さいことを考慮したものである。</p>

128	業界団体	AI編	<p>第7-5 PoC段階の導入検証契約書(モデル契約書)</p> <p>第7条(ベンダの義務) ベンダが「本検証に基づく何らかの成果の達成」を保証しないというのは、検収すべき成果物が不必要とも読み取れるため再考が必要である。</p>	<p>PoC段階の導入検証契約書のモデル契約書第7条では、検証に対してベンダが何らかの成果の達成や特定の結果等を保証するものではない旨の条項を提示しておりますが、これはPoC段階においてベンダが作成すべき納入物がないことを意味するものではありません(同モデル契約書第11条参照)。</p>
129	企業	AI編	<p>第7-5 PoC段階の導入検証契約書(モデル契約書)</p> <p>第17条(特許権等) 意見: 以下を提案する。 修正案1:「共同で行った発明等の取扱いは別途協議」へ変更する。 修正案2:該当箇所の現行案と併記する形で「本検証遂行の過程で生じた特許権等はベンダに帰属する」案を追加する。</p> <p>理由: 途中で生成される学習済みモデルは、最終納品物に及ばない精度とはいえ、特許になる可能性は排除できないもの(P.25)と考えます。学習済みモデルについては、本ガイドライン案本文で寄与度や有用性を踏まえて、帰属や利用権限を設定する旨提案していること、共有の知的財産権に生じる制約について注意を促していること、また、PoCの成果物はレポートであって学習済みモデルではないという点を踏まえると、モデル契約で「共同で行った発明等は共有」と従来の固定的な記載をすることは、本ガイドライン案本文の趣旨と乖離してしまうおそれがございます。 当事者が安易に「共同は共有」と取り決めると、後々知的財産権が生じた際の論点が「共同」で行ったかどうか、何をもって「共同」と解釈するかとなりえます。「共同」の解釈を論ずるよりも、本ガイドライン案本文が提案するとおり、寄与度や有用性の有無で判断することを促す条項例が望ましいと考えます。 そのために、「別途協議」として後日議論する土台を残すか、想定ケースの前提を踏まえて、「特許権等はベンダに帰属する」を現行案に追加することをご提案申し上げます。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり、協議により定めるとする場合と貢献度に応じて共有とする場合の2例を示すことと致しました。</p> <p>AI編第7-5 PoC段階の導入検証契約書 モデル契約書第17条 【A案】共同発明等にかかる特許権等について、協議の上定めるとする場合。 2 ユーザおよびベンダが共同で行った発明等にかかる特許権等の、権利帰属その他の取扱いについては、両者間で協議の上決定するものとする。</p> <p>【B案】共同発明等にかかる特許権等について、共有とする場合。 2 ユーザおよびベンダが共同で行った発明等にかかる特許権等については、ユーザおよびベンダの共有(持分は貢献度に応じて定める。)とする。この場合、ユーザおよびベンダは、共有にかかる特許権等につき、それぞれ相手方の同意なしに、かつ、相手方に対する対価の支払いの義務を負うことなく、自ら実施することができるものとする。」</p>
130	企業	AI編	<p>第7-5 PoC段階の導入検証契約書(モデル契約書)</p> <p>第16条(ベンダ提供物等の著作権)、第17条(特許権等) 特許権について共有となった場合、ユーザ側は事業での利用＝自己実施(裁判例から下請での利用を含む)が可能となるが、ベンダ側は、他社が利用する技術を提供する側であることから、自己実施が困難な場合も少なくない、このような構造的に、特許権共有が表面上平等でありながら、実質的にユーザ側に有利となる点を十分に配慮いただきたい。</p>	<p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
131	企業	AI編	<p>第7-5 PoC段階の導入検証契約書(モデル契約書)</p> <p>第24条(管轄裁判所) 専属的合意管轄裁判所に関しては、特許権等に関する訴えの専属管轄の規程(民事訴訟法6条1項)もあるだけでなく、東京には知財高裁があり、知財の実務家も多いため、東京(または前記専属管轄のある大阪)を推奨すべきである。また、知財が関連しないとしても、システム等に関する専門委員や今後AIに関する専門委員の支援が豊富となること、および裁判例の蓄積が重要なAI領域であることから、東京(または大阪)にすることが極めて高いのではないかと。管轄という実務上、争いになりやすく重要な点について十分な考慮を行い、実効的なモデルを提示すべきではないか。</p>	<p>本ガイドラインのモデル契約書案では、管轄裁判所として特定の裁判所を提示することはしておらず、個別事案に応じて当事者間で協議し決定されることを期待しております。</p>

132	企業	AI編	<p>第7-6 開発段階のソフトウェア開発契約書(モデル契約書)</p> <p>本契約の特徴が準委任型とされているが、ソフトウェア開発契約として開発フェーズも組み込んで作成しているため、これまでのソフトウェア開発の一般理解に照らして、単にモデルでそのように記載し、納品義務を縮減したような記載があるだけでは、裁判所からは請負と解釈される可能性があるのではないか。全体としては、ソフトウェア開発契約書ではなく、業務を遂行する業務委託契約書等とするなど、単に「モデル契約の意図」として準委任と示すだけでなく、実際の内容が民法改正等の趣旨を踏まえて、どのような義務を準委任として負っているのか、より具体的な検討・記載を推奨すべきではないか。</p> <p>また、日本的な準委任 or 請負という2択の議論(実際には裁判所も混合しているなどとして採用していない)だけでなく、PMBOK等での定額契約やタイム・アンド・マテリアル契約(T&M契約)の整理も参考にして、実際の契約の内容を検討する方向性も検討する価値があるのではないか。</p> <p>なお、開発を含めて準委任契約とするのであれば、成果型ではなく、開発者の工数を基準とするタイムチャージ型(時間精算型)のモデル契約のほうが相応しい場合が少なくないと思われるので、そのようなものも提示すべきではないか。</p>	<p>ご指摘も踏まえ、準委任型の契約類型における委託料の支払条件について、「成果完成型」(一定の成果に対して報酬を支払う場合)と「履行割合型」(ベンダが提供した役務に応じて報酬を支払う場合)の2つの類型を提示することと致しました(第7-6開発段階のソフトウェア開発契約書のモデル契約書案第4条解説等)。</p>
133	企業	AI編	<p>第7-6 開発段階のソフトウェア開発契約書(モデル契約書)</p> <p>第7条(ベンダの義務)</p> <p>AI・学習済モデルの開発をする契約書としては、ベンダの注意義務の基準となる知識について、「情報処理技術に関する業界の一般的な専門知識」とするのは、ユーザ側に不信感をいだかれるだけではないか。本件業務遂行のためのAI、学習済モデル作成に関する専門知識に基づく必要があるのではないか。</p>	<p>善管注意義務の具体的内容はケースバイケースで判断されるものと考えられますが、例えば、「情報処理技術に関する業界の一般的な専門知識」の判断において、同種の開発案件における知識レベルが考慮されることもあり得ると思われれます。</p>
134	企業	AI編	<p>第7-6 開発段階のソフトウェア開発契約書(モデル契約書)</p> <p>第7条(ベンダの義務)</p> <p>7条で「本件成果物について完成義務を負わず」とし、第11条において成果物を検収等により内容をチェックしないとすれば、ベンダ側の当該契約の履行義務としては一定の成果物の作成ではなく、一定の役務提供(稼働)が中心となるのが実態として解釈されるのではないか。このような点への留保ないしは、時間精算型の契約(最低時間や最高時間を含めて)を考慮すべきではないか。</p> <p>なお、システム開発やAI開発においては、極めて高い生産性を有する人やアイデアの特殊性により、時間で精算すべきではない価値の提供を予定している場合がある。そのような場合は、そのような点(時間じゃない提供価値)をベンダ側の義務に取込んだ上で、時間ではない、提供価値・履行義務を契約文言化していくことを想定して、モデル契約においても、モデル・案を提示していただきたい。</p>	<p>ご指摘も踏まえ、準委任型の契約類型における委託料の支払条件について、「成果完成型」(一定の成果に対して報酬を支払う場合)と「履行割合型」(ベンダが提供した役務に応じて報酬を支払う場合)の2つの類型を提示することと致しました(第7-6開発段階のソフトウェア開発契約書のモデル契約書案第4条解説等)。</p>
135	企業	AI編	<p>第7-6 開発段階のソフトウェア開発契約書(モデル契約書)</p> <p>第8条(責任者の選任および連絡協議会)</p> <p>8条の責任者選任の通知に関し、書面(のみ)で通知するとしているが、ソフトウェア開発業界では、メール等のソフトウェア、クラウドサービスを連絡手段として利用するのが一般的となっており、書面の郵送のみという古いモデル条項は実態に沿わないため、本条のみならずモデル契約全体について、契約変更・再委託の承諾等重要事項を除く、通知や連絡のための書面通知に関しては、電磁的方法による場合も含めるべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「書面(電磁的方法を含む。以下同じ)で通知する」と修正しました(AI編第7-6開発段階のソフトウェア開発契約書のモデル契約書案第8条第1項等)。</p>
136	企業	AI編	<p>第7-6 開発段階のソフトウェア開発契約書(モデル契約書)</p> <p>第12条(ユーザがベンダに提供するデータ・資料等)</p> <p>ユーザの事情に起因する遅延等に関しては発生頻度も高く、争いも多く、契約交渉でも交渉が硬直することが多いものである。モデル契約においてベンダが責任を負わないとした点は重要であり、モデル条項として重要性を強く示した上で、必ず残していただきたい。</p>	<p>本ガイドラインのモデル契約書案は、当事者が契約を締結する際の参考例を示したものであり、これを強制するものではありませんが、ユーザ提供データ等の内容に誤りがあった場合やユーザが提供等を遅延した場合に、これらに基づき生じた結果については、基本的には、ユーザには帰責性がなく責任を負わないと定めることは合理的であると考えております(AI編第7-6開発段階のソフトウェア開発契約書のモデル契約書案第12条第4項)。</p>

137	企業	AI編	<p>第7-6 開発段階のソフトウェア開発契約書(モデル契約書)</p> <p>第13条(ユーザ提供データの利用・管理) イノベーションのためにも、「本開発遂行目的に合理的に必要なとなる範囲でのみ」と安易なものを原則とするのではなく、自社研究および社内教育の目的でのユーザ提供データ利用を許容する方向性も出して欲しい。単に本開発遂行に限定するのではなく、ベンダ側に配慮したユーザ提供データ利用の範囲をA案、B案の中間案として策定いただきたい。</p>	<p>本ガイドラインのモデル契約書案では、個別事案に応じたユーザ提供データの利用範囲を別紙で具体的に定める旨の条項を提示することとしております(AI編第7-6開発段階のソフトウェア開発契約書のモデル契約書案第13条第2項)。</p>
138	企業	AI編	<p>第7-6 開発段階のソフトウェア開発契約書(モデル契約書)</p> <p>第13条(ユーザ提供データの利用・管理) 広い知見を活用するには、本件検討遂行のために知る必要のある者は、自己の役員、従業員だけでなく、技術顧問(AI技術の研究者、博士等)がありうるため、このような技術顧問、専門家、再委託先にはベンダ側の責任(同等以上のNDAの締結などを前提として)開示できるものも提示いただきたい。また、秘密保持契約等と同様に、弁護士、公認会計士等の法律上守秘義務を負うものへの開示も追記を検討いただきたい。</p>	<p>個別事案に応じ当事者において適切な開示対象を協議し契約条項に定めることが重要と考えております。</p>
139	企業	AI編	<p>第7-6 開発段階のソフトウェア開発契約書(モデル契約書)</p> <p>第13条(ユーザ提供データの利用・管理) クラウドサービスの活用が一般的となり、そのサービス仕様の範囲でデータを保管することが増えている。そして、学習済モデルを作成するため、ユーザ提供データをクラウドサービス上のサーバに保存することがあるが、その場合の削除についてモデル契約では言及がないため、言及いただきたい。その際の削除はクラウドサービスの仕様の範囲で削除となり、クラウドベンダ側からの削除証明を得ることが合理的コストで行えない場合もありうる。このような場合に、ベンダがクラウドサービスに対し削除の指令を出すところまでをベンダがなすべき義務として規定すべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、解説に以下のとおり追記しました。</p> <p>AI編第7-6開発段階のソフトウェア開発契約書のモデル契約書案第13条解説「5項で、ユーザ提供データの破棄または削除の証明書(以下「削除証明書」という。)の提出について規定しているが、例えば、ベンダがユーザ提供データを他社のクラウドサービスを利用して他社サーバに保管している場合などでは、削除証明書の提出に別費用がかかる場合や、そもそも削除証明書の提出が認められない場合もあり得る。そのような場合は、削除証明書の提出ではなく、クラウドベンダに対する削除指示を証明する文書の提出などに変更する必要があることに留意されたい。」</p>
140	業界団体	AI編	<p>第7-6 開発段階のソフトウェア開発契約書(モデル契約書)</p> <p>第13条(ユーザ提供データの利用・管理) 「4. でユーザーがユーザー提供データ等の正確性、完全性、有効性、有用性、安全性等については保証しない」という条件は現実的に想定しにくいと思われる。</p>	<p>ユーザ提供データ等の内容の正確性等について、ユーザが表明保証を行うか否かは、かかるデータ等の提供に実質的な有償性が認められるか否か等、個別の事情に左右されるところが大きいと考えられます。</p> <p>ご指摘の条項につきましては、開発段階のソフトウェア開発契約書のモデル契約書(AI編第7-6)第12条第4項に移したうえで、「ユーザは、ユーザ提供データ等の正確性、完全性、有効性、有用性、安全性等について保証しない。ただし、本契約または別紙に別段の定めがある場合はその限りでない。」とし、原則として非保証としつつも、別段の定めがある場合には、かかる定めが優先する旨を示すこととしました。</p>
141	企業	AI編	<p>第7-6 開発段階のソフトウェア開発契約書(モデル契約書)</p> <p>第14条(秘密情報の取扱い)等 知的財産権(著作物、特許、実用新案)にも、不正競争防止法上の「営業秘密」にも該当せず、かつ情報として明示的な指定が困難で秘密情報にも該当しないような、AIモデル作成のためのノウハウについて契約で十分に保護されるよう、独立した条項を記載いただくか、せめて14条の秘密情報に含まれるような形で追加記載いただきたい。 ※NDA等では、不正競争防止法上の「営業秘密」に該当しないとそもそも秘密情報にもしないようなものもあるが、それでは不十分な場合があるという意味となる。</p>	<p>AI開発・利用に関連して問題となるノウハウの契約上の保護のあり方については、貴重なご意見として、今後の改訂の参考とさせていただきます。</p>

142	企業	AI編	<p>第7-6 開発段階のソフトウェア開発契約書(モデル契約書)</p> <p>第16条(本件成果物等の著作権) 知的財産権の単純共有には各種の問題がある。特許権について共有となった場合、ユーザ側は事業での利用＝自己実施(裁判例から下請での利用を含む)が可能となるが、ベンダ側は、他社が利用する技術を提供する側であることから、自己実施が困難な場合も少なくない、このような構造的に、特許権共有が表面上平等でありながら、実質的にユーザ側に有利となる点を十分に配慮いただきたい。</p>	<p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
143	弁護士	AI編	<p>第7-6 開発段階のソフトウェア開発契約書(モデル契約書)</p> <p>第16条(本件成果物等の著作権) 本件成果物の範囲に「学習用プログラム」を明確に除外すべきとする記載を設けるべきである。実務の現場では、この部分まで成果物にしてしまっただけで契約させられているベンダーも少なくなく、データを持つ企業ばかりが強くなってしまっているためである。また、学習済みモデルを対象とする場合、すでに組まれたロジックのパラメータの変更に限らず、AIの学習のロジックとしての分類や統計方法などの数式の変更や組み直しなども行うことがあるため、この点は、今後のシステムの利用のため学習用プログラムに含まれるべきであろうが、パラメータの議論しかしておらず、議論が不十分である。 この場合、ベンダーはユーザー企業に学習済みプログラムと現場では押し切られてしまう可能性があり、ガイドラインでコメントしてしまえば逆に相手方に成果物から除外することを拒否される可能性もあり、ガイドラインがあることで逆にベンダーの利益を著しく阻害する。</p>	<p>成果物の具体的内容については、個別事案に応じて決められるべきものであり、一律に「学習用プログラム」を除外することとはしておりません。もっとも、学習用プログラムについては、その著作権等をユーザに帰属させ、またはこれをユーザに利用させることの可否は、ユーザによる利用条件が当事者間の利益のバランスを損なうものでないかを十分に考慮して定められるべきと考えられます(AI編第4-4-(2)-(3)参照)。</p>
144	企業	AI編	<p>第7-6 開発段階のソフトウェア開発契約書(モデル契約書)</p> <p>第17条(本件成果物等の特許権等) 意見: 以下を提案する。 修正案1:「共同で行った発明等の取扱いは別途協議」へ変更する。 修正案2:「該当箇所の現行案と併記する形で「本検証遂行の過程で生じた特許権等はベンダに帰属する」案、「本検証遂行の過程で生じた特許権等をユーザに譲渡する案」を追加する。</p> <p>理由: 開発段階で生じる特許権の対象として、学習済みモデルも想定されます。学習済みモデルについては、本ガイドライン案本文で寄与度や有用性を踏まえて帰属や利用権限を設定する旨提案していること、また、共有の知的財産権に生じる制約について注意を促していることを踏まえると、モデル契約で「共同で行った発明等は共有」と従来の固定的な記載をすることは、本ガイドライン案本文の趣旨と乖離してしまうおそれがございます。 当事者が安易に「共同は共有」と取り決めると、後々知的財産権が生じた際の論点が「共同」で行ったかどうか、何を以て「共同」と解釈するかとなりえます。「共同」の解釈を論ずるよりも、本ガイドライン案本文が提案するとおり、寄与度や有用性の有無で判断することを促す条項例が望ましいと考えます。 そのために、「別途協議」として後日議論する土台を残す、又は、想定ケースの前提を踏まえて、特許権等はベンダに帰属する案と、更に、学習済みモデルの納品の際に特許権も譲渡する案を追加することをご提案申し上げます。 なお、枠外の＜解説＞にて、第16条著作権の規定と同様の規定も考えられると記載されておりますが、枠内の文言が推奨されている又は一般的と捉えられかねないため、上述の修正をご提案申し上げます。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、AI編第7-6開発段階のソフトウェア開発契約書のモデル契約書案 第17条の解説に、以下のとおり追記しました。</p> <p>「一方、開発段階における契約締結時に、特許権等の権利帰属について定めることが難しい場合は、PoC段階の導入検証契約書の17条【A案】と同様に、両者協議して決定する、と規定することも考えられる。」</p>

145	企業	AI編	<p>第7-6 開発段階のソフトウェア開発契約書(モデル契約書)</p> <p>第18条(本件成果物等の利用条件) 【C案】に関し、開発した学習モデルが、本契約のユーザに限定されて使用されるケースは稀である。著作権の帰属がユーザに限定されたとき、ベンダは開発した学習モデルを他のユーザへ提供できなくなるおそれがある。このため、ユーザ著作権帰属型であっても、本ガイドラインの目的である産業振興に則り、ベンダは本成果物を利用できるものとし、その条件については、ユーザ、ベンダ別途協議のうえ定めるとすべきである。</p>	<p>モデル契約書案は、あくまで契約条項の一例を参考として示すものです。成果物である学習済みモデル等について、その著作権をユーザに帰属させつつ、本開発遂行の目的以外の目的でもベンダが利用できるようにするのであれば、AI編第7-6開発段階のソフトウェア開発契約書のモデル契約書第18条解説に記載のとおり、A案(ユーザ・ベンダによる利用条件を詳細に定める場合)を採用するか、C案(ユーザ著作権帰属型においてベンダは開発遂行のために利用できると定める場合)をもとに修正することが考えられます。</p>
146	弁護士	AI編	<p>第7-6 開発段階のソフトウェア開発契約書(モデル契約書)</p> <p>第18条(本件成果物等の利用条件) ベンダーの権利帰属し、ユーザーが利用できるという形式が、開発後さらにデータを持つパートナーをあつめ、一番データが集約でき学習済みモデルのレベルアップが考えられるが、ここで提示されるように単純に選択性とする場合、日本国内ではデータを持つ企業に有利に利用条件が設定されてしまうことがあり、他のデータを持つパートナーと利用が困難となることが多く、モデル契約としてガイドラインとして提示をしてしまうとベンダー側に有利な交渉はできないことが多くなること強く懸念する。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
147	企業	AI編	<p>第7-6 開発段階のソフトウェア開発契約書(モデル契約書)</p> <p>第18条(本件成果物等の利用条件) ベンダ・ユーザ間においてA案で調整つかない場合、ベンダが交渉力が弱い場合、C案にならざるをえず、その場合「本開発遂行目的のため」と限定された目的のみでしか本件成果物を利用できなくなる。ベンダとしては、自社におけるAI技術・データ分析技術の維持・発展のためには自社研究および社内教育の目的(少なくとも本件業務のための研究・教育実施目的)での本件成果物の利用を許容されるべきであるため、単に本開発遂行に限定するのではなく、ベンダ側に配慮した本件成果物の利用範囲を策定いただきたい。C案のガイドライン最終行のコメントにベンダに「支障がない」とされているが、ベンダを含むAI関連業界にとって、AI技術・データ分析技術の維持・発展の観点からは、重大な支障がある。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました。</p> <p>AI編第7-6開発段階のソフトウェア開発契約書のモデル契約書案第18条解説「【B案】と異なり、ベンダが利用できるのが「本件成果物」でなく「本件成果物等」になっているのは、ベンダは本件成果物に含まれないノウハウ等を自社業務のために利用する必要が高いこと、および「本開発遂行のためのみ」という目的限定がなされていることから、そのように規定してもユーザに大きな支障がないと考えられることによる。」</p>
148	企業	AI編	<p>第7-6 開発段階のソフトウェア開発契約書(モデル契約書)</p> <p>第19条(リバースエンジニアリングおよび再利用等の生成の禁止) リバースエンジニアリングだけでなく、2、3号のような具体的な行為を記載した場合それと類似するが明記されていないような行為が対象外と解釈されてしまうおそれもあるため「前各号に準じる一切の行為」などのバスケット条項のようなものを規定し、個別に規定されていない行為についても、本条の禁止対象になるようにしていただきたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、AI編第7-6開発段階のソフトウェア開発契約書のモデル契約書案第19条の禁止行為として「その他前各号に準じる行為」を追記しました。</p>
149	企業	AI編	<p>第7-6 開発段階のソフトウェア開発契約書(モデル契約書)</p> <p>第21条(知的財産権侵害の責任) 知的財産権侵害の全体や実態を捉えた上で、モデル条項を策定いただきたい。 第21条1項および第22条2項(知的財産権の侵害について著作権を除いていない)により、著作権侵害について委託料上限が設定される。しかしながら、ベンダによる著作権侵害については、「類似性」はともかく「依拠」に関しベンダに故意または少なくとも重過失があるのが通常であり、結局、上限に関係なく全額賠償される可能性がある。そのため、B案はベンダを保護しているようで、保護が弱い。 特許権については、そもそも公開まで時間がかかる場合があること、AI領域においては特許の取得可能性に不明確な点が多いことなどから、日本および世界で申請されている特許すべてを網羅的に調査し、完全調査することは事実上困難で多額の費用を要し不合理であるから、特許権の侵害についても一定の範囲で非保証とすべきである(例えば、「ベンダの知る限りにおいて」等の留保を付す等)。A案はビジネスにおいて現実的でない一切の知的財産権非侵害を保証している点でモデル条項から削除いただきたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、AI編第7-6開発段階のソフトウェア開発契約書のモデル契約書案第21条の解説中に、ベンダによる知的財産権の非侵害保証について「ベンダの知る限り」と留保を付す場合の修正案を追記しました。</p>

150	企業	AI編	<p>第7-6 開発段階のソフトウェア開発契約書(モデル契約書)</p> <p>第21条(知的財産権侵害の責任) プログラム作成に関してベンダが担うため、プログラムの著作権等知的財産権の侵害についてはベンダが責任を負うべきである。他方、本件成果物に学習データセットが含まれる場合、学習対象となるデータセットに関して、購入する場合やクローリングする場合などクローリング対象の適用法によっては知的財産権侵害(例えば著作権上 使用許諾を得ていない画像が含まれていたなど)があった場合はベンダとして責任を負えないものである。 データとプログラムを区別した上で知的財産権侵害の保証・非保証に関するモデル条項を作成いただきたい。</p>	<p>貴重なご意見として、今後の改訂の参考とさせていただきます。</p>
151	企業	AI編	<p>第7-6 開発段階のソフトウェア開発契約書(モデル契約書)</p> <p>第22条(損害賠償) 2項において、法律上の瑕疵担保責任とあるが、債権法改正を前提とした文言となっていない。本条のみならず 全体的に債権法改正の条文および解釈を反映したモデル条項(成果完成型準委任と履行割合型準委任の区 別を反映した条項等)とすることを検討していただきたい。</p>	<p>本ガイドラインでは、直ちに実務でご利用いただくことを想定し、ひとまず原則として公表時点の法令を前提としておりますが、「民法の一部を改正する法律(平成29年6月2日法律第44号)」の施行を見据えた表記・内容の修正についても、今後、必要に応じて検討して参ります。</p>
152	企業	AI編	<p>第7-6 開発段階のソフトウェア開発契約書(モデル契約書)</p> <p>第25条(解除) 一定事由が生じた場合の無催告解除については規定があるが、中途解約に関する規定がなく利害調整がなされて いない。 途中解約について、民法の準委任の規定によりいつでも解約できることになるが、アサイン(プロジェクトに拘 束)されたベンダのAI技術者・データ分析官の稼働管理に影響が生じベンダに不利益となるため、2か月前等の 一定の期間において、事前の解約通知をすべき義務することが多いはずである。このような記載を検討いた だきたい。また、ベンダが解約の効力が生じる日までに遂行した部分に応じた報酬(実費やコストではなく「得られ るはずだった報酬」を前提としたもの)および合理的な費用を補償すべき義務も記載いただきたい。</p>	<p>貴重なご意見として、今後の改訂の参考とさせていただきます。</p>
153	企業	AI編	<p>第7-6 開発段階のソフトウェア開発契約書(モデル契約書)</p> <p>第28条(管轄裁判所) 専属的合意管轄裁判所に関しては、特許権等に関する訴えの専属管轄の規程(民事訴訟法6条1項)もあるだ けでなく、東京には知財高裁があり、知財の実務家も多いため、東京(または前記専属管轄のある大阪)を推奨 すべきである。また、知財が関連しないとしても、システム等に関する専門委員や今後AIに関する専門委員の 支援が豊富となること、および裁判例の蓄積が重要なAI領域であることから、東京(または大阪)にする必要 が極めて高いのではないかと 管轄という実務上、争いになりやすく重要な点について十分な考慮を行い、実効的なモデルを提示すべきでは</p>	<p>本ガイドラインのモデル契約書案では、管轄裁判所として特定の裁判所を提示することとはしておらず、個別事案に応じて当事者間で協議し決定されることを期待しております。</p>

154	企業	AI編	<p>第7-6 開発段階のソフトウェア開発契約書(モデル契約書)</p> <p>■該当箇所 P.123-131 利用条件一覧表 学習済みモデル/再利用モデルの競合への利用許諾を一定期間制限する取決めにに関して</p> <p>■意見内容 修正案:ケース2において、学習済みモデル/再利用モデルの第三者提供に付されている制限(P.127【ベンダ】「利用の可否・条件」ただし書き、P.128【ベンダ】「利用の可否・条件」ただし書き)を削除する。</p> <p>■理由 現行の案では、知的財産権の帰属/利用権限範囲が異なる三つのケース全てで、ベンダが学習済みモデル及び再利用モデルをユーザの競合へ利用許諾することに一定期間制限をかけております。全てのケースで同様の制限を付すと、それが当然のような印象を与えかねないため、複数のパターンを設定いただきたく存じます。ケース2は、ケース1と比べ、ユーザが求める権利範囲が小さいため、対価とのバランスを踏まえて、ベンダがユーザの競合へ展開することを制限しないという判断も自然であると考えます。なお、近年は新しいビジネスモデルが次々と生まれ、各社の事業方向性も刻々と変化しているため、競合に該当する企業や事業領域を定義することが難しくなっております。従来競合と考えられていた企業が、プラットフォームを通して緩やかな協力関係を構築することも考えられます。そういった観点からも、今後は「競合への提供の制限」が実務に適さなくなってくるのではないかと推察いたします。</p>	<p>ご指摘いただいた利用条件一覧表の記載は、あくまで参考例を記載したものであり、実際に利用する際は個別事情に応じて修正することを前提としております。</p> <p>ご意見後段につきましては、貴重なご意見として今後の改訂の参考とさせていただきます。</p>
AI編 別添 作業部会で取り上げたユースケースの紹介				
155	業界団体	AI編	<p>ユースケース3-2(1)①b</p> <p>「目的外利用との関係では、前記のとおり、学習済みパラメータは生データとは別個のデータであるため、追加学習のための転用が直ちに生データの目的外利用にはあたらないと思われる。しかし、生データの目的外利用を禁止する契約が締結されている場合には、Y社としては、その転用を禁止する趣旨であると解され、事案によっては、学習済みパラメータの追加学習への転用を禁止する黙示の合意があると認められる可能性はないとはいえない。そのため、X社が学習済みパラメータの転用を希望するのであれば、これを契約書上明記することが必要になるであろう。」</p> <p>・意見内容 下記修正案への修正をお願いしたい。 <修正案> 「目的外利用との関係では、前記のとおり、学習済みパラメータは生データとは別個のデータであるため、追加学習のための転用が直ちに生データの目的外利用にはあたらないと思われる。従って、Y社が学習済みパラメータの転用を認めない場合は、これを契約書上明記することが必要になるであろう。」</p> <p>・理由 契約の規定対象外の情報や行為に対しても、契約で規定した守秘義務や利用制限規制が等しく及ぶことを前提とした実務運用は、現在の一般的実務と必ずしも一致しない。また、上記の黙示の合意を認める方向の記載は、AI編 脚注45(P52)の「学習済みモデルの利用を禁止するのみでは、これを用いた追加学習や蒸留による学習済みパラメータ—の生成や利用が直ちに禁止されることにもならない」との記載と、ロジックの方向性が異</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり記述を修正しました(AI編別添ユースケース3の2-(1)-①-b)。</p> <p>「前記のとおり、学習済みパラメータは生データとは別個のデータであるため、追加学習のための転用は、生データそのものを目的外に利用しているものではない。したがって、Y社が学習済みパラメータの転用を認めない場合には、これを契約書上明記することが必要になるであろう。他方、X社としても、学習済みパラメータの転用を希望するのであれば、これを契約書上明記することが望ましい場面もあると思われる。」</p>